

平成 3 0 年

総務委員会会議録

と き 平成30年7月2日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年 7月 2日 (月) 午前10時00分～午後 2時57分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 新妻 さえ子 君
委員 高橋 伸明 君 委員 中塚 亮 君
委員 いながわ 貴之 君 委員 須貝 行宏 君
委員 吉田 ゆみこ 君 委員 松澤 利行 君

出席説明員 桑村 副 区 長 中山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野 計 画 担 当 課 長
品川 財 政 課 長 小林 施 設 整 備 課 長
中元 広 報 広 聴 課 長 木村報道・プロモーション担当課長
山本 情 報 推 進 課 長 榎 本 総 務 部 長
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋 人 権 啓 発 課 長
黒田 人 事 課 長 立木 経 理 課 長
伊東 税 務 課 長 齋藤 会 計 管 理 者
秋山選挙管理委員会事務局長 小川 監 査 委 員 事 務 局 長
久保田区議会事務局長 山崎商業・ものづくり課長
寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長 多 並 道 路 課 長
溝口 公 園 課 長 古 卷 防 災 課 長
有馬 庶 務 課 長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

委員会が始まる前に、松澤委員から発言のお申し出がありますので、ご発言をお願いいたします。

○松澤委員

皆さん、おはようございます。議長の松澤でございます。

先週の金曜日は、私の不手際により議会が9時半過ぎまでという大変長時間にわたり、皆様方を拘束しましたこと、大変申しわけなく思っております。今後とも議会運営をしっかりと努めてまいりますけれども、まず皆様方におわび申し上げたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「請願・陳情審査」および「その他」と進めてまいります。

今日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、議案審査に際しまして、商業・ものづくり課長、高齢者福祉課長、道路課長、公園課長、防災課長および庶務課長にご同席をいただきますので、あらかじめご了承ください。

本日もよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(5) 第58号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約

(6) 第59号議案 戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約

(7) 第60号議案 戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約

○伊藤委員長

初めに、予定表1の「議案審査」を行います。

予定表では(1)第45号議案からの審査であります。会議の運営上、順番を入れかえまして審査を行います。

まず、(5)第58号議案、戸越台複合施設大規模改修工事請負契約、(6)第59号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約および(7)第60号議案、戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約を議題に供します。

本件3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行いまして、その後、議案ごとに採決を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

理事者より一括して説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは私からは、戸越台複合施設大規模改修に関する第58号議案から第60号議案までを、一括してご説明いたします。

こちらの議案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につきまして提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の10ページをご覧ください。まず、第58号議案、戸越台複合施設大規模改

修工事請負契約について、ご説明いたします。

本案は、戸越台複合施設全体について改修を行うものでございます。

契約の方法は、制限付一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、次の11ページの入札状況調書のとおりでございます。

10ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め21億9,240万円。落札率は97%でございます。

契約の相手方は、YKN・長谷川建設共同企業体。代表者、Y・K・N株式会社代表取締役、法月嗣朗でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度から平成33年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、恐れ入ります、12ページの概要書をご覧ください。

工期は、平成34年3月31日でございます。

工事内容でございますが、工事範囲は建物全体となっております。地下1階から地上10階まででございます。全フロアにおきまして、床・壁・天井、建具、木製家具などの更新を行います。

外部工事に関しましては、屋上・バルコニー等の防水、屋上緑化、人工芝等の更新を行うものでございます。

「5.関連別途工事」につきましては、この後の議案でご説明いたします。

13ページに案内図、配置図がございます。

次に、第59号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約についてご説明いたします。恐れ入りますが、説明資料の14ページをご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、15ページの入札状況調書のとおりでございます。

14ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めて19億4,184万円。落札率は100%でございます。落札率が100%でございますが、落札者が積算した金額が予定価格を上回ったため、予定価格での入札を行ったところ、他企業体の入札辞退もありまして、落札したというものでございます。

契約の相手方は、大成温・横河・不二建設共同企業体。代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度から平成33年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、16ページの概要書をご覧ください。

工期は、平成34年3月31日でございます。

「4.工事内容」でございますが、機械設備工事として室内の空調設備および給排水衛生設備の工事を行います。

工事範囲は、建物全体、地下1階から地上10階まででございます。

空調設備においては、既存熱源機器、既存空調設備、換気設備、空調用配管、自動制御機器の更新を行います。

給排水衛生設備においては、既存水槽類、既存衛生器具、ポンプ類、給排水管、給湯管の更新を行うものでございます。

次に、第60号議案、戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料17ページをご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、18ページの入札状況調書のとおりでございます。

17ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めまして18億1,440万円。落札率は97.2%です。

契約の相手方は、雄電・明電・コスモ建設共同企業体。代表者、株式会社雄電社代表取締役、小島兼隆でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度から平成33年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、19ページの工事概要書をご覧ください。

工期は、平成34年3月31日でございます。

「4.工事内容」でございますが、電気設備工事では、受変電設備・発電設備、電灯設備、電話設備、情報通信設備、それから放送設備、テレビ等の設備、監視カメラ設備、火災報知器設備、インターホン設備、昇降機設備等の更新を行うものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。この後、後地小学校などでも、同じような入札の説明があらうかと思いますが、個別にどうこうという質問ではなく、入札全体に関して質問させていただきたいのですが、まず、近年、入札不調とか工期のおくれとかがあったのかどうなのか。

工期に関して、今、既に着工されている施設もあらうかと思っておりますので、それも含めて、現状を教えてくださいということ、お願いします。

○立木経理課長

まず、入札不調の件でございますけれども、平成29年度でございますが、件数は59件ほどございました。不調率としましては6.6%になりまして、不調になった後、不調随契として21案件、契約しております。その後、またそれとは別に再度入札したものが13件ございまして、不調廃案となったものは25件ということになってございます。

あと、工期のおくれ等に関しましては、個別の工事それぞれになりまして、私のほうでは全て把握しているわけではございませんが、大きくおくれて工期が延びるというものは、今のところ、聞いてございません。

○いながわ委員

建設現場全体についてお伺いしていきたいのですが、例えば現状、若者の入職者が極端に減少している。建設労働者も、全盛期に比べれば3分の2とか、600万人ぐらいたのが400万人ぐらいに減っているというデータもいろいろなところから出ている現状の中、今までの職場環境は、多数派と言われている20代後半から40代半ばが占めていたというのは、多分ご存じだと思います。

でも、今はその年代が少数派と言われているのですかね。それが今度、高齢者が多数派になり現場の従業員に占める割合が非常に増えてくるのは、先ほど私が申し上げたように、入職者の減少や離職率が高いがゆえに、高齢者が非常に現場に多くなっている。

これは国土交通省から出しているのか、そこは私、詳しく調べてはいないのですが、要は高齢者、高齢者と言っても脂の乗り切った50代後半、60代の職人には、やっぱり技術もあるし、非常にそこは

アビリティが高いと思うので、あとは体がついていくか、ついていかないかの議論になりますので、建設現場におけるバリアフリーは必ず必要になってくる。それは、例えば段差にしたって、やっぱりつまづいてしまうケースもある。現場でけがをすると労災適用とか、いろいろなことが工期のおくれにつながる可能性があるんで、これは要望というか、積算単価を積み上げて、この額で落札されているとは思いますが。ただ、高齢者の皆様が働きやすい職場環境を行政が率先してつくっていただきたいという思いがあります。

それは何かというと、例えばこの時期にこういった議案の審査があるということは、必ず夏を超えるわけですね。今年の夏は非常に暑いと言われている。多分残暑も厳しい中で、まだ外構から、型枠からスタートするので、そこまではいかないと思うのだけれども、少なくとも避暑シェルターみたいな、それはエアコンを設置する、ミストを設置する、あと冷却水とか、そういう部分を必ず見積もりの中で1項目1項目、ぜひ検討していただいて、積算していただきたいです。

おそらく現状では、この入札価格の中の数%に一式になっていますから、それも含めてお願いしますよですけども、だんだんそういった職場環境を良好にしていくには、一式でお願いしますとなると、建設会社側、JV側の持ち出しになる可能性も出てくるわけですね。

そういうのをしっかり行政が率先して見ていただきたいという思いがあるので、それはいかがかということが1点。

あと、先ほど工期の話が出たのですが、今話したように、多数派と言われている高齢者が増えてくると、これはオリンピックの調達コードにもかかわってくるかもしれないのですけれども、余裕を持った工期設定をしていただきたい。これは平成34年ということなので、ある程度余裕があるのですけれども、大体この時期にやるもので、来年度4月に竣工という入札案件が結構あると思うのです。

そうなってくると、竣工時期は決まっているわけですから、何かがあったときにはスケジュールが前倒しになってくるわけですね。そうなってくると、労働者の職場環境が著しく変わってくるのかな、突貫という言い方が正しいかどうかかわからないのですけれども、長時間労働を強いられる可能性も出てきますので、この第2回定例会で議案が上程されて、議決されて、翌日からおそらく着工していくと思うのですが、例えば前年度の第1回定例会ぐらいで翌年度の債務負担行為か何かで、3月中、前年度にはこういった部分を議決なり何なりして、4月1日から着工できるような体制をとるとということも1つの手法で、工期に関して、必要ではないかなと思うのですけれども、いかがですかという、2点をお伺いします。

○立木経理課長

まず最初に、労働環境の向上に向けた設備の上乗せの部分でございますけれども、予定価格、工事の積算をする場合、国や東京都の単価を参考に、私どももそういった個別の設備の部分、例えば従業員の方、作業する方のための空調機器であったり、そのほか、環境整備の部分の金額も、一応積算価格には積み上げという形で入っております。そういった中で、あとは入札される企業が予定価格の中でどの程度見ていただけるかという部分もございしますが、きっちり予定価格、工事の積算の部分の中では、区のほうもしっかり入れさせていただいているというところがございますので、やはり安全に作業していただくというところは、工事を進める中でもしっかりと話をさせていただきたいと思っているところがございます。

あと、工期の部分でございますが、例えば工期に余裕がないもの、緊急にやらなければいけないもの、早目に進めるものに関しましては、ゼロ債務等で前年度からとりかかってという部分もございます。

あとは、完成期日がどの程度になるかという部分に関しましては、それぞれ工事の所管のほうできちんと工期を見ながら設定していると認識しておりますが、余裕を持たせた工期という部分に関しましては、しっかり所管に伝えながら、契約の方も準備を進めていろいろやっていきたいと思っております。

○いながわ委員

先ほど職場環境をよくするために、東京都の積算単価を参考にして積み上げをされているというご答弁で、それはすごくありがたい。私は、そこまで詳しいことがわからないのですが、積み上げられているのであれば、最低限これぐらいあればいいだろうという額が積み上げられているのではないかなど。これはあくまで私の主観で、実際、より一層充実したものにするには、やはりプラスアルファというのは必ず出てくるのではないかなど。

例えば3年前に竣工した平塚橋にある高齢者施設、あそこを品川建設防災協議会が積極的にぜひ見てくださいという話があり、視察をさせていただいたときに、真夏でした。ちょうどいい感じにでき上がってきて、中もだんだんでき上がって、部屋も教室も何となくでき上がってきたときに、端のほうにアイスのクーラーボックスや、クーラーなどクールダウンできる場所があったのですよね。

それが実際、積み上げの中で十分間に合っつったものなのか、それとも、行政より早く、関連するJVの方々が、やっぱり職場環境は優先させなければいけないから、多少こっちが持ち出ししてもやろうよという話で、1つの事例として、こういう環境が必要だよということをやって設置したか、その辺は詳しく聞いていないからわからないけれども、非常にいいスペースがあった記憶が鮮明に残っているので、そういうのをしっかりやるには、品川区は、例えば積算労務単価が上がれば、補正を組んで、しっかり増えた分の労務単価を、それは材工請負になってしまうかもしれないけれども、必ず補正予算でつけているわけですから、それは携わる方々としっかりお話をさせていただいて、多数派と言われている高齢者が、変な意味の高齢者ではないですよ、例えば45歳以上の方々がしっかりと働ける環境を行政が率先してつくるべきだと私は思っていますので、そこはしっかり確認をして、実を言うと、例えばシェルターというか、良好な職場環境をつくるための1つの部屋が、例えば1,000万円かかるのだけれども、東京都の積算では500万円しか見られていないと。それだったら500万円をどんな形かわからないですけども、補正を組んで500万円つけるかわからないですが、そういうことを積極的にやっていただきたいなと思いますので、最後、一つお願いします。

あと、工期に関しては、いろいろな部分で調整をするという話がありましたけれども、調達コードに関しても、労働者の視点で考えて、建設現場というのは、私も経験がございますけれども、いい環境とは言えないと思うのです。

だから、そういう部分も踏まえて、工期の設定も含めて、健康で元気にそこの職場の業務が遂行できるように取り組んでいただきたいと思いますので、要望いたします。

○立木経理課長

積算単価につきましては、きちんと市場の動向とかを見極めながら、きちんと私どものほうでしっかり検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○いながわ委員

最後に、すみません、市場の動向は重々わかっているのです。だから、要はそれを受注したJVの人たちとしっかりコミュニケーションをとっていただいて、やっていただく。そうすれば、品川イズムではないですけども、品川区が建てる建築物に関してはすごく職場環境がいいのだよというのを、行政から発信していくのも、私、必要だと思うのです。

そうなってくると、また新しい入職者がもしかしたら増えてくるかもしれないし、今後、そういう人
たちを育ててもいかなければいけないと思うので、しっかりお願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○中塚委員

契約内容についてお伺いしますけれども、今回、学校と介護施設が利用しながら、いわゆるいながら
工事となりますけれども、契約上、学校や介護施設との調整についてどのように記されているのか、伺
いたいと思います。

工期が3年半ないし4年と長いだけに、介護施設においては毎日の生活やデイサービス、また、学校
でいえば毎日の授業や運動会などの行事も含めて、いろいろ調整が必要になってくるかと思うのですけ
れども、契約上ではどう位置づけているのか、伺いたいと思います。

もう1点、例えば工期を短くするために、仮設の学校や介護施設をつくって、短い期間で工事を進め
ていくという手法は、今回の工事を進めるに当たり検討されて結果的に、今回の手法が一番合理的だ
ということなのかどうか、その経過についても伺いたいと思います。

○小林施設整備課長

今、委員の質問のとおり、いながら工事ということで、各部署と数年にわたって打ち合わせはしてき
ました。

まずは、それぞれがいながら、引っ越しも含めて、いろいろな方面から、いろいろな方策、いろい
ろなところを検討しました。最終的に所管の要望がいながら工事ということで、工事を進めるに当たって、
特養のほうでは、今回、2フロアあけて、そこをベースにし、そこに引っ越してもらい、5、6階を工
事するとか、そういう形で工事を進めていくのですけれども、学校につきましては、授業をやっており
ますので、騒音や振動などに配慮しながら工事を進める必要性が出てきたと。基本的には夏休みだとか、
そういう休みのときに集中して工事をしようというところで進めていって、今回、工期が約44カ月と
長期にわたっていると思うのですけれども、それぞれの要望に沿って工事をまとめてきたというところ
でございます。

それから、工期を短くする方法は当然あります。それは先ほど言った学校関係の騒音、振動を配慮し
なければ、ぐっと短くはなるのですけれども、やはりいながら工事を選択したところがありますので、
そういうところも配慮しながら、工期選定をしたというところではあります。

○中塚委員

要望ですけれども、介護施設を利用されている方、また、学校等を利用されている方、保護者の方に
十分理解を求めて、できるだけ影響が伴わないように進めていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今回、大規模改修工事を、いながら工事ということで遂行されるのですが、実際に本体、土台の基礎
ですね、考えていくと、いずれ経年劣化して、新築するような状況にはいずれなってくると思うのです
が、今回、これだけの金額を使って工事を行うわけですね。

この工事によって、減価償却というよりは、どれだけ建物自体の耐用年数が延びるのか、使えるよう
な状況になるのか、教えてください。

また、この建物がいつごろできたのかも、参考にお聞かせください。

○小林施設整備課長

この建物は、平成8年にできて、22年経過しております。逆に言うと、大規模改修というのは20年ぐらいを目安にやっていく。そして長寿命化、建物を長く使っていくということがあります。

先ほどの、2点の質問については、約20年おきに大規模改修が望ましいというところでございます。

○須貝委員

あともう1点。本体の基礎は変わらないわけですよね。そうすると、これをやることによって、これだけの金額をかけて、どれだけこの建物が使える状況になるのか。引っ越し云々いろいろな問題があると思うので、これだけの金額を投入するなら、かえって現代の新方式の建築で建て直したほうが、より安全で長く使えるようなものができるのではないかなとも考えられるのです。その辺について、今回、全面改修すれば、あと30年、いや、40年もちますよというような計画を立てた上で工事を行うと思うのですが、その辺について教えてください。

○小林施設整備課長

先ほどもちょっとお話ししましたけれども、まずはいろいろな工事手法を検討したときに、まず一番に考えたのは、いながら工事で、全面的な建て替えとなれば工期はもっとかかる。それと同時に、特養と学校の引っ越し先を考える。戸越台中は引っ越してから建設をしたという経験はありますが、2つの引っ越し先を探さなければいけない。そういういろいろなことを検討して、最終的にはいながら工事をとったということで、このような大規模工事を選んだというところです。

それとあと、躯体につきましては、基本的に、当然、建物を長く使おうという長寿命化ということで手を入れるものでございます。20年後についてはまたそういうところが出てくるかとは思いますが、それを行わないと施設の方々に影響が出ますので、今回はいながら工事を選定したというところでございます。

○須貝委員

ちょっと質問の意図とは違うのですが、この大規模改修では、基礎は変えないわけですよね。改修工事を今後進めていけば、30年、40年、50年もちますよというような根拠を教えてください。

それともう1点、特養等の施設はできて現在あるわけですが、主に5階から10階を使われているということで、昨今、防災上の問題で、高齢者施設、特養施設が上層階にある場合、避難などにおいて非常に危険ですよということを我々は聞いています。

できるだけ高層階にはしないほうがいいというお話も聞いているのですが、ここに関しては、何かあったときの避難経路、また、避難に対するさまざまな方策等は、完璧にできているのでしょうか。

その2点だけお聞かせください。

○小林施設整備課長

委員おっしゃるとおり、構造躯体、構造については一般には手をつけられません。逆に言うと、鉄筋コンクリート造だとか、そういう構造の一般的な寿命が出ています。そこまでは当然使っていくというところでございます。

それから、避難経路、これも工事をするわけですので、それが第一の優先。避難経路ができなくて工事が着工できるかといったら、それはできませんので、避難経路を確保しながら工事をしていくというところでございます。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

○吉田委員

複合施設ということで、これからこういう複合型の施設が増えていくと思うのですけれども、基本的なことなのですが、予算の見方とか考え方、これは複合施設なので予算もそれぞれ民生費、教育費になっているのですけれども、これから複合施設が増える中で、予算の点検、決算の妥当性の点検というときに、それぞれどういうふうに支出されるのか、その基本的な考え方と、それから、それぞれの款と項のところ、こういうものを予算化するとき、どういうふうに案分して考えていくのか、基本的なところを教えていただくと、後の点検がしやすいと思うのですが、よろしくお願いします。

○小林施設整備課長

工事の案分というか、それは、共用で使っている、分けられないものについては、基本的には面積案分だとか、そういうのでやっております。

完璧に特養だけにしか使わない施設だとか、学校しかないものとか、そういう分けられるものについては、基本的にはそれぞれのところに振り分けております。

○吉田委員

では、大体予算を立てる段階で、案分ができる程度のところまでは詰められてから予算が立ってというふうに、いつもそういうふうの流れでいくと考えてよろしいのでしょうか。

○小林施設整備課長

基本的にそうです。面積は見積りの段階で床面積が出ますので、共用で使っているものについては、案分で見積り金額を出しております。

先ほど言いましたが、分けられるものについては分けて、それぞれのところの科目で見積もるところです。

○吉田委員

そうすると、予算の段階でそこまで詰めているのであれば、決算でずれることはあり得るというのは、承知しているのですけれども、この段階で大体それぞれの所管でこれぐらいというざっくりした金額とか、そういうものも出せないのでしょうか。

予算の点検などを考えると、そのほうが私たちの役割を果たす上でもありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○小林施設整備課長

私たち工事部隊が積算するときは、今言ったように、工事費を我々が出して、それで共用の部分については、面積で案分し、それぞれの所管に返すのですけれども、基本的に分けられるものについては分けてやっていきます。

ただ、今言ったように、面積案分で原則やりますので、そちらで見積り金額を施設整備課から各所管にお知らせするというところなんです。

○吉田委員

資料に出せるか。

○小林施設整備課長

見積りの資料の中にも面積案分でするところがありますので、それについては面積で、当然案分比率が出てきます。その案分比率でそれぞれの所管に通知を出すと。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。

大規模な改修工事ということで、平成34年まで工事が続きますが、工事のことで1点だけお聞きいたします。電気設備工事、屋上の緑化など、本当に大規模な工事を長期間行うと思うのですけれども、運搬や搬入などについてお聞きいたしますが、外壁に足場を3方向、4方向、全面的なのか、足場をどういうふうにやっていくのか、工事の搬入や運搬も含めてお知らせいただきたいと思います。

○小林施設整備課長

外壁については基本的に全部やっていきます。今、仮設の搬入経路の打ち合わせをしております、どこを工事ヤードにするかとか、基本的にはグラウンドラインまたは校庭、その辺しか戸越台については場所がございませんので、そういうのも学校と特養と打ち合わせをしながら、工事エリアを決めて、やっていきます。また、いつやっていくかとか、そういうことも打ち合わせをして、今後、工事を進めていくというところです。

○高橋（伸）委員

そうすると、平成34年まで工事が続くわけですから、足場もずっとかけっぱなしと理解してよろしいのですか。

○小林施設整備課長

基本的に約44カ月、これは内部でいながら工事をするというところで、先ほどちょっとお話ししましたけれども、特養は2フロアあきをつくって、そこに引っ越しをさせたのち、引っ越し元を内部改修し、終わったら戻ってもらい、今度はまた違うところというサイクルで行うもので、工事期間の44カ月というのはほとんど内部改修の時間でございます。

外壁につきましては、44カ月の間、足場をずっとつけるというわけではなくて、終われば当然そのときから撤去していくというところでございます。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第58号議案、戸越台複合施設大規模改修工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

まずは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○新妻副委員長

賛成いたします。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。ぜひ私が質問した内容を、経理課長のみならず、施設整備課長も共有の問題意識を持っていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第59号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約につきまして、態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、第59号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第60号議案、戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成いたします。一言、まとめてになりますが、いながら工事でありますので、関係者の皆様には、早目に周知をしていただき、丁寧なご対応をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第60号議案、戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約につきまして、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第56号議案 中小企業センター空調設備改修第二期その他機械設備工事請負契約

○伊藤委員長

次に、(3)第56号議案、中小企業センター空調設備改修第二期その他機械設備工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは、第56号議案の中小企業センター空調設備改修第二期その他機械設備工事請負契約につきまして、ご説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございまして、中小企業センターの空調設備の老朽化が進んでいることから、改修工事を行うものでございます。

恐れ入りますが、資料の2ページ目をご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったものでございまして、入札の経過につきましては、3

ページの入札状況調書のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めて2億9,700万円。落札率は95.6%。

契約の相手方は、大成温・塩谷建設共同企業体。代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計。

工事の概要でございますが、恐れ入ります、4ページの概要書をご覧ください。

工期は、平成31年3月29日でございます。

工事内容でございますが、平成29年度に実施いたしました第一期工事に引き続きまして、中小企業センターの地下1階、それから1階と2階の一部、4階、5階につきまして、冷暖房室外機125台、空調用配管、空調用ポンプ2台の更新、および便所用排水管の耐震化等の工事を行うものでございます。

「5.関連別途工事」といたしまして、天井改修その他工事、電気設備工事を今後実施する予定です。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

教えていただきたいのですけれども、契約を結ぶときに、第一期と第二期に分けるときと分けないうきというのは、どういう根拠に基づいているのか。先ほどの戸越台複合施設の工事は分けずに、この後の芳水小の工事は第一期、第二期と分けるのですけれども、その考え方を教えていただけますか。

○小林施設整備課長

基本的には、分離ができるものについては、広く業者に入札の機会を与えるということで、今回は一期工事、二期工事に分けました。

先ほどの戸越台複合施設につきましては、関連するところがあり過ぎて、工事を分けることができませんでした。44カ月を一連でやらないと、いながら工事ができないという判断をしました。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

まずは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第56号議案、中小企業センター空調設備改修第二期その他機械設備工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(12) 第65号議案 オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約

(13) 第66号議案 オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約

(14) 第67号議案 勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約

○伊藤委員長

次に、第65号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約、第66号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約、第67号議案、勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約を議題に供します。

本件3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、理事者より一括してご説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは続きまして、オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業に関連しまして、3件一括してご説明させていただきます。

まず、第65号議案のオリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約でございます。

恐れ入りますが、資料36ページをご覧くださいと思います。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約について提案するものでございます。

本案は、オリンピック・パラリンピック競技施設周辺無電柱化事業で道路整備工事を行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、次の37ページの入札状況調書のとおりでございます。

36ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めまして3億24万円。落札率は99.8%。

契約の相手方は、株式会社伊藤組品川支店支店長、佐藤充でございます。

37ページでございますが、3番でございます鈴木工業株式会社東京支店は、後に説明いたします第66号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約を落札した共同企業体の構成員として名前を連ねている関係で、公告文にあらかじめ記載したとおり、入札を無効としたものでございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、恐れ入ります、38ページをご覧ください。こちらが概要書でございます。

工期は、平成31年6月28日でございます。

「4.工事内容」でございますが、オリンピック・パラリンピック競技施設周辺無電柱化事業として、これまで平成28年度に電線共同溝本体工事、平成29年度に引込・連系管工事を行いまして、今年度は道路整備工事を行うものでございます。

主な工種は、舗装工、それから道路付属物工、安全施設工、それから排水工、区画線工、電気設備工などでございます。

次に、第66号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料39ページをご覧ください。本案は、さきのその1と同じく、オリンピック・パラリンピック競技施設周辺無電柱化事業で道路整備工事を行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、40ページの入札状況調書のとおりでございます。

契約金額は、消費税を含めまして6億7,176万円。落札率は99.7%でございます。

契約の相手方は、鈴木・東英建設共同企業体。代表者、鈴木工業株式会社東京支店取締役支店長、高田健二でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

工事の概要ですが、41ページの概要書をご覧ください。工期は、平成32年1月6日でございます。

工事内容でございますが、こちらはさきのその1と同じく、道路整備を行うものでございます。

主な工種も、先ほどのその1と同種でございます。

続きまして、第67号議案の勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料の42ページをご覧ください。

本案は、東京モノレール大井競馬場駅前に隣接する勝島歩道橋南側エレベーターの設置工事を委託するものでございます。

契約の方法は、随意契約で、契約金額は、消費税を含めまして2億7,246万7,000円。

契約の相手方は、東京モノレール株式会社代表取締役、小栗彰でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

委託の概要でございますが、43ページの概要書をご覧ください。

履行期間は、平成31年6月28日まででございます。

「4.委託内容」でございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競技会場

に向かう歩行者動線のバリアフリー化を図るため、東京モノレール大井競馬場駅前に隣接する勝島歩道橋南側エレベーターの設置工事を委託するものでございます。

本案件は、「5.その他」に記載のとおり、勝島歩道橋南側エレベーター設置に関する施工協定に基づき、契約締結するものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

確認なのですが、オリンピック・パラリンピック施設周辺工事というのは、東京都からの受託事業によるのでしょうか。

○多並道路課長

まず、この事業の位置づけでございますけれども、区がみずから無電柱化事業を進めるものでございます。

ただ、都と国の考え方で、今回のオリンピックを契機に、オリンピック会場周辺の無電柱化を進めることについては、国費が半分で、残り半分も都費として、重点的に財源として区へ補助できるということで、このような連携をしながら進める事業の位置づけでございます。

○いながわ委員

要するに、国も都も電線類地中化の方向であり、品川区も積極的に区の事業としてしっかり整備していきますよということになって、その中で国と都に補助金をしっかり出していただいて、整備を進めているという解釈だと思います。

であれば、道路課長がいらっしゃるので、これをやったことによって、今後の品川区内における電線類地中化に対するビジョンがあれば、簡単に構わないので、多少契約案件から外れてしまう部分があるのですが、もしお答えができるのであれば、あくまでも4年に1回のオリンピックで、50年ぶりにオリンピックが東京に来て、それを機にやろうよというのは重々わかるのですが、それをやって満足してしまうのか、それとも今後も段階的にいろいろ計画を持って電線類地中化に関しては取り組んでいるのか。そのビジョンをお聞かせいただきたいなど。簡単に構わないので。

○多並道路課長

国のほうで平成28年に無電柱化の推進に関する法律が制定されて、その関係で、平成30年4月に国のほうで無電柱化推進計画を立ててございます。この中でも、2020年までの期間の計画となっていて、オリンピックも見据えた整備が中心にもなっております。

区としましても、今取り組んでいる会場周辺の無電柱化はこの計画に沿っているところでございますけれども、それ以外に、安全・円滑な交通確保であったり防災だったり、いろいろな観点から計画されていますので、そういうものを研究しながら、今年度、品川区として無電柱化の基本方針策定に向けた委託を行っていく予定で、この中で検討に向けて、今、進めているところです。

今後についても、国の計画を見ながら、区として、これからの進め方について、計画を立てていきたいというところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございました。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

○中塚委員

第65号議案の説明でありましたが、37ページの下にある公告文に記載のとおり入札を無効としたということが、どういうことを担保するための仕組みなのか、よくわからないので、ご説明をいただきたいと思います。

あわせて、第67号議案のエレベーター設置ですけれども、随意契約となっておりますが、その理由を伺いたいと思います。つまりは、随意契約となれば、必ず東京モノレール株式会社になるだろうし、逆に東京モノレール株式会社にするために随意契約にしたということなのか、ここの説明をお願いしたいと思います。

○立木経理課長

まず最初に、第65号議案の公告により無効という部分でございますが、工事のほう、いろいろな事業者を受注していただくということで、公告の中で事前にお知らせをさせていただきまして、当日開札する入札案件のもので、先に入札案件で落札した事業者は、次の入札に関しては無効とするという形も、公告であらかじめお知らせをさせていただいております。そういった中で、きちんと広くいろいろな事業者に工事を請け負っていただくという観点で行っているものでございます。

あと、2点目の第67号議案の契約方法についてでございますが、こちらは東京モノレールと協定を結んでおります。やはり東京モノレールの駅との関係もございまして、そういった意味で、ほかの事業者ではなく、協定を結んでいる東京モノレールに工事を委託するという形になってございまして、一般競争入札により工事を行うのではなく、あくまでも東京モノレールの駅の部分でございまして、そういったことから随意契約という形を、とらせていただいているものでございます。

○中塚委員

第67号議案のエレベーターのほうですけれども、工事そのものは必要だと思っております。ただ、疑問として残るのは、東京モノレールを利用する方のための工事であるならば、東京モノレールが自分でやるという考え方もあるのかなど。それを区の工事としてやる理由について、ご説明いただきたいと思います。

○多並道路課長

私から、先ほどの補足という形でご説明させていただきます。

モノレールだけではなくて、JRも同じような形ですけれども、やはり鉄道やモノレールの運行に当たっては非常に厳しい条件がありまして、今回の工事についても、モノレールの軌道に非常に接近していることと、あとは、今回、駅舎にどうしても接続する工事が入ってくるので、モノレールの施設も同時にいじらなければいけない。そういう関係で、いろいろなことを考えた結果、東京モノレールと協定を結んで実施することが一番妥当だろうということで、今回は随意契約とさせていただいているところでございます。

○中塚委員

その関係性はわからなくもないのですけれども、東京モノレール自身のお金で駅を改修するのではなくて、区の工事としてやる理由が何かないかと思ひまして、そこを伺いたいです。

○多並道路課長

今回、我々が行いたいのは勝島歩道橋、いわゆる競馬場前駅の目の前にある歩道橋のバリアフリー工事です。それを行うにあたり、今ある駅舎に行くために東京モノレールがもともと設置しているエレ

ベーターがありますけれども、あそこは非常に狭く、両方を兼ね備える工事としては、オリンピックを契機にということもありましたので、あわせた機能を持ったエレベーターをつくろうということで計画いたしましたので、東京モノレールとも話し合いながら、今回のエレベーター整備につきましては、区とモノレールで半分半分の負担ということになっております。

そういう内容の工事ということで、今回の契約については、区の負担分の契約とさせていただいております。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

37ページの下の部分に、その1については、鈴木工業株式会社東京支店は入札無効という話が出ていますが、先に落札が決まれば次は落札ができないというお話だったと思うのですが、順番からすれば、その1を先にやって、その2ではないかと。順番ということでこちら側に決まってしまうという考え方で、利用者が勝手に例えばその1を辞退してその2を受けるということはできないわけで、その1が先に決まったならば、その2を辞退しなければいけないのですが、鈴木工業はその2を落札しているわけですね。というのは、何で鈴木工業はその1を受けなかったのか。ここで外される必要があったのか疑問に思うのですが、教えてください。

○立木経理課長

説明が足らず、申しわけございません。開札の順番をあらかじめ公告の中でもうたってございまして、今回は、同日開札で金額の大きいその2のほうが先になってございます。

先に開札があり、そちらがとれた場合には、その1が2番目なのですけれども、そちらは自動的に無効にさせていただいております。

○須貝委員

あともう1点、企画に聞いたほうがいいのかと思ったのですが、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事ですが、先ほど区が積極的にみずから申し出て道路整備工事を行うということで、その根本には、オリンピック・パラリンピックもありますが、区内道路の防災上の安心・安全も兼ねてということで、もし積極的に行うならば、区としてより電線地中化をしなければいけない道路があるはずですから、そちらを優先的・積極的に行わざるを得ないと思うのですが、やはりこれは補助金があるからこっちを優先するという事なのでしょうか。教えてください。

○多並道路課長

今回の工事につきましては、もちろん先ほどご説明させていただいたオリンピック会場周辺の無電柱化が大きな目的ですけれども、あわせて競馬場通りにつきましては、緊急輸送道路ともなっていて、防災上も非常に重要な道路となっています。このような複合的な観点から考えて、無電柱化を進めています。

今後につきましては、もちろん今委員のご指摘があったような形で、計画を定める際には、ほかの部分、また、優先順位、いろいろ考えながら計画を立てていきたいと思っているところでございます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

○新妻副委員長

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。競馬場駅前の通りと大井ふ頭中央海浜公園のところ

の道路と、それぞれ別々に入札を出しているのですけれども、ここは一括して同じ業者に対しての工事ということではなくて、別々に入札を出しているのはどうしてなのか教えていただけますか。

○多並道路課長

まず、工事に際しましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法という法律の中で、適正な工期を算定して、現場状況も踏まえながら工期を設定するよということになっております。このような観点から、東京都でも標準的な工事の基準の期間を持っておりまして、それを踏まえ、今回の工事を計画いたしました。

その際、一番の命題となりますのが、オリンピックまでに間に合わせるということと、現場条件を考えまして、どうしても2分割にしないと工事が終わらないと考えまして、それで現場を2つにして、同時施工しながら進めていくという計画とさせていただきました。

○伊藤委員長

1点だけ確認で、エレベーターのところですけども、私の記憶では今、たしか既設のエレベーターがありますよね。だから、二重投資ではないか不安があったのですけれども、確認をお願いします。

○多並道路課長

既設エレベーターにつきましては、東京モノレールが設置したもので、撤去費は東京モノレールが全額自費で出されます。

その後につくるものについては、両方で50%50%ずつ負担してつくっていくものですので、二重投資にはならないと考えているところでございます。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第65号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約につきまして、各会派の態度を確認をお願いします。

まずは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第65号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第66号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約について、各会派の態度の確認をお願いいたします。

まずは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第66号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約につきまして、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第67号議案、勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

まずは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成なのですが、1つだけ要望です。先ほどの質疑によって、この契約内容、とてもよくわかったのですが、これは要するに半額分の契約だと思うのですが、それは判断する上で重要な情報であると思います。できるだけその辺の情報を資料として出していただけると、ありがたいなと思います。

結論としては賛成です。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第67号議案、勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(4) 第57号議案 荏原複合施設空調機全面更新工事請負契約

○伊藤委員長

次に第57号議案、荏原複合施設空調機全面更新工事請負契約を議題といたします。

では、説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは、第57号議案、荏原複合施設空調機全面更新工事請負契約につきまして、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の6ページをご覧ください。こちらの契約は、荏原複合施設の空調設備等の老朽化が進んでいることから、改修工事を行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったものでございまして、入札経過につきましては、7ページの入札状況調査のとおりでございます。これも先ほどと同様に、横河・不二建設共同企業体は既にご説明しました第59号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事をその共同企業体構成員として落札しておりますので、公告文にあらかじめ記載したとおり入札を無効としたものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めて2億2,336万5,600円。落札率は90.0%。

契約の相手方は、東海管・中央工建設共同企業体、代表者、東海管工株式会社代表取締役、岩島俊夫でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計でございます。

工事の概要でございますが、8ページの概要書をご覧ください。

工期は、平成31年1月31日でございます。

「4.工事内容」でございますが、荏原複合施設の地下1階から地上4階について、空調設備機19台を更新。また、地下1階にございます冷温水発生機、ボイラー、オゾン脱臭機の部品交換もあわせて実施いたします。

加えて、特別養護老人ホームが使用している系統の便所排水管の耐震化と、施設東側の給水管の耐震化も実施するものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

こちらの工事ですけれども、戸越台中のときは1カ所あけて特養ホームを持ってきて、また直して戻るといった話がありましたけれども、こちらの荏原複合施設の場合は、こちらもいながら工事になるのかなと思うのですが、利用者への影響に対する対応はどのように行っているのか、伺いたいと思います。

○小林施設整備課長

こちらも、いながら工事でありますので各所管と打ち合わせをしながら、なるべく支障のないように工事を進めていくスケジュールを立てていきます。

○伊藤委員長

ほかにご質疑はありますか。

○須貝委員

議案の内容とちょっと違うのですが、せっかく建物の配置図を出していただいたのですけれども、古い地図なので、平塚小学校とか平塚中学校が載っていて、せっかくいろいろ努力されているので、新しいものにかえていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにご質疑はありますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第57号議案、荏原複合施設空調機全面更新工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(1) 第45号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に第45号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第45号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

お配りしております資料をご覧ください。

「1趣旨」でございます。この改正は、旅館業法の改正に伴いまして、規定を整備するものでございます。今般の旅館業法の改正によりまして、改正前はホテル営業と旅館営業は別の営業種別と規定されておりましたが、改正後は旅館・ホテル営業に統合されることになり、条例の文言について整理を行うものであります。

「2改正内容」でございます。こちらにあります給与条例別表第5、第22条の2関係でございますが、これは災害派遣手当について定めたものでございます。災害派遣手当につきましては、地震、暴風雨、洪水などの災害の際に、災害対策基本法に基づいて、品川区が国の行政機関または他の地方公共団体に対して職員の派遣要請を行ったり、その他、条例に規定いたしました法律に基づく職員の応援要請をした場合に、品川区に派遣された職員に対しまして、滞在する宿泊施設の種別に応じて手当を支給するという規定でございます。

なお、これまでに品川区において災害派遣手当を支給した実績はございません。

改正内容につきましては、旅館業法による宿泊施設の種別について、別表第5に定めておりまして、法改正を受けて、条ずれ及び営業種別の文言を改正するものでございます。

「3施行期日」でございます。公布の日より施行するものでございます。

何とぞご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

今回の変更で、災害派遣手当自体に何か変更があるのかどうか、その点だけ確認したいと思います。

○黒田人事課長

今回、旅館業法の改正に伴う文言修正だけでございますので、そのほかにつきまして改正等があるものではございません。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第45号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第46号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、第46号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件に関しまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○伊東税務課長

それでは、第46号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本案は、地方税法の一部が改正されたこと等に伴いまして、品川区特別区税条例の一部を改正するものでございます。

今回の議案の改正内容は、資料としてお配りしてございます概要と新旧対照表をご覧くださいと思います。概要に沿って説明をさせていただきます。

まず、項目(1)特別区たばこ税の税率の引き上げ等でございます。製造たばこに係る特別区たばこ税の税率の引き上げについては、平成30年度税制改正におきまして、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、国・地方で厳しい財政事情であることを踏まえ、たばこ税の負担水準が見直されることとなりました。

内容といたしましては、製造たばこに係る特別区たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。右の表に実施時期と税率を記載しております。市町村たばこ税の欄のとおり、1,000本当たり5,262円のところ、6,552円とするものでございます。1本当たりで1.29円の引き上げということになります。

なお、税率の引き上げに当たりまして、消費者、たばこ農家、たばこ小売店等への影響等を総合的に勘案しまして、3段階に分けて引き上げを実施するものでございます。

参考といたしまして、国と地方のたばこ税の引き上げ税率を合計いたしますと、1本当たり3円の引き上げということになりまして、通常の20本入りのたばこで換算しますと、国と地方合わせて60円の引き上げとします。

②でございます。旧3級品の紙巻きたばこについてでございます。旧3級品の紙巻きたばこは、一般の紙巻きたばこより低い税率、いわゆる特例税率が適用されておりましたけれども、平成27年度の税制改正におきまして、その特例税率を廃止し、4段階に分けて一般の紙巻きたばこの税率に近づけていくという経過措置を講じておりました。

この経過措置について、先ほどご説明いたしました製造たばこに係る特別区たばこ税の引き上げに伴いまして、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを、同年の10月1日に延期することとしまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、そのまま平成31年9月30日まで適用するというところでございます。

次に、項目(2)加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。現行において、加熱式たばこは、地方税法上、パイプたばこに分類されておまして、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されておりますけれども、通常の紙巻きたばこと比べて製品重量が高く税負担が低いこと、また、それぞれの加熱式たばこ間でも製品重量に差があって、税負担が大きく異なるという課税の公平性の観点から、課題があると言われておりました。

そこで、このような課題を解決するために、加熱式たばこについて、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行うこととされました。具体的には、まず地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を創設いたします。その上で、紙巻きたばこへの換算方法といたしまして、右側に記載された図にあるとおり、重量と価格の要素を勘案することということでございます。

まず、重量の要素につきましては、葉たばこ溶液の重さ合わせて0.4グラムごとに紙巻きたばこ

の0.5本に換算いたします。次に、価格の要素についてですけれども、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格、これは消費税を抜いた額で、現状ですと約20円ですけれども、この価格をもって加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ0.5本に換算するというものでございます。そして、これらを合わせたものを加熱式たばこ1箱の紙巻きたばこの本数換算式とするものでございます。

参考ですけれども、現在の小売価格でこの換算方式を用いますと、紙巻きたばこの7割から9割ぐらいの税負担になると言われているところでございます。

なお、実施に当たっては、消費者等への影響を考慮し、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで、5年間をかけて5分の1ずつ段階的に増やしていくというものでございます。

次に、項目(3)給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整でございます。さまざまな形で働く人を応援して、働き方改革を後押しするという観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除ですとか公的年金等控除から、どのような仕事にも適用される基礎控除に負担調整の比率を移していくことが必要だという考え方のもと、給与所得控除、公的年金等控除につきまして、10万円引き下げることにされまして、基礎控除をそれと同額引き上げる改正が行われました。これに伴いまして、所要の調整をするものということでございます。

内容といたしましては、まず、アですけれども、障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する特別区民税所得割の非課税措置に係る前年の合計所得金額要件を、125万円以下から135万円以下に引き上げるものでございます。

次に、イですけれども、特別区民税均等割の非課税措置に係る前年の合計所得金額要件を、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数に乗じて得た金額に、10万円を加える金額以下、ここの10万円を加えた金額以下とするものでございます。

施行期日は、平成33年1月1日でございます。

次に、項目(4)基礎控除の見直しでございます。所得再分配機能の回復の観点から、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいという考えから、基礎控除の見直しを行うものでございます。

①について、前年の合計所得金額が2,400万円超の納税義務者に係る基礎控除について、その控除額が合計所得金額に応じて逡減していきまして、2,500万円を超えたところで適用されないというものでございます。

右側の表をご覧ください。合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下で29万円、2,450万円を超えて2,500万円以下で15万円というふうに逡減していきまして、2,500万円を超えた合計所得金額の方は基礎控除の適用をしないというものでございます。

また、②についてですけれども、前年の合計所得金額が2,500万円を超える方につきましては、基礎控除が消失することから、基礎控除に係る調整控除を適用しないということでございます。

施行期日は平成33年1月1日でございます。

次に、(5)軽自動車税の環境性能割に係る非課税の特例でございます。こちらにつきましては、地方税法の一部改正に伴うものではございませんけれども、昨年の改正で創設いたしました軽自動車税の環境性能割について、当分の間、東京都が賦課徴収を行うこととなっております。ということで、税務実務上の混乱を避けるために、東京都の自動車税の環境性能割に係る非課税に関する取り扱いと同様にするというものでございます。

これによりまして、右側に囲みで書かれております5項目につきまして、非課税の対象となります。

なお、この非課税の対象というのは、日本赤十字社の所有する軽自動車になりますので、品川区におきましては、この改正による影響はないものと考えてございます。

施行期日は公布の日としております。

その他、規定の文言整理を行うものでございます。

○伊藤委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

今回、法改正などに伴う条例の改正ということで、全部で5つの変更だということです。

(3) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整というところについて伺いたいと思うのですが、まず、給与所得控除と公的年金等控除と、それぞれ意味合いが異なるものを基礎控除として振りかえるというのは、問題があるのではないかと思います。その点について、理由と見解を伺いたいと思います。

また、影響ですけれども、フリーランス、請負、起業等による収入の方は基礎控除が増えるということで、税金は下がるのかと思うのですが、ここで言うフリーランス、請負、起業等による収入の方は、どのぐらいいらっしゃるのか、影響範囲を伺いたいと思います。

3点目が、今回の条例改正のもととなった法律の改正によって、給与所得控除の上限が現行の年収1,000万円から850万円に引き下げられた影響で、勤労世帯や中間所得層にとって増税となっております。

この点については反対なのですが、区内ではどういう影響があるのか、伺いたいと思います。

○伊東税務課長

まず、基礎控除への振りかえというところでございますけれども、これはもともとさまざまな形で働く方が増えてきているという状況の中で、基礎控除の場合はどのような仕事にも適用されるものでございまして、なおかつ、給与所得控除ですとか公的年金等控除に関しましては、それぞれの分の控除でございまして、その部分が、もともと諸外国と比べて高いのではないかとということや、サラリーマンでいえば必要経費的な部分というのは一般的に厚くされているのではないかとという話もあった中で、フリーランスの方を少し優遇するという意味合いで、このように振りかえが行われたということだと解釈しているところでございます。

それからフリーランスの方々への影響というか、どのぐらいかということは、なかなかいろいろな指針があつて難しいところではございますけれども、営業所得というところを見て拾ってみますと、大体1万人弱、9,800人ぐらいいるのではないかと考えるところでございます。ということで、大体9,800万円ぐらいの税の減が考えられるかなと考えているところです。

それと、給与所得控除のところですが、その部分に関して、金額的、人数的な部分は出していなかったところですが、ただ、もともとこの議論というのは数年前から行われていて、順次引き下げていこうという議論があつたところでございます。先ほどお話ししたとおり、まだ高い現状がありますので、上限の見直しですとか控除額の見直しがまたこれからもされていくのかなという気持ちでいるところでございます。

○中塚委員

まず、給与所得控除と公的年金等控除のそれぞれの給与と年金という意味合いの異なるものを振りか

えてしまうのは、もともとの考え方に照らして、おかしいなと思います。ただ、振りかえないと増税になってしまいますので、その意味では、こういう調整も必要なのかなとは思いますが。

また、今回、直接条例の変更には盛り込まれていないものの、給与所得控除の上限の引き上げは、勤労世帯や中間所得層への増税となるため、この点は進めるべきではないと、意見だけ述べさせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

態度とその理由を述べたいと思いますけれども、態度ですが、全体としては賛成します。

今回、5つの変更ということですので、それぞれコメントしたいと思いますけれども、まず、1つ目と2つ目のたばこについてですが、たばこの害に対して、課税し、規制をするという方向は、賛成です。

3つ目のフリーランス、請負、起業等の方々の税金が安くなるという点は評価できますけれども、法律の背景にある給与所得控除の上限引き下げについては問題があると思います。

4つ目の基礎控除見直しはあえて反対するものではないと思っています。

5つ目の軽自動車税にかかわるものについては、品川区内に日赤の病院はありませんけれども、必要な対応だと思います。

以上の点から総じて賛成です。

○いながわ委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第46号議案、品川区特別区民税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。
会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時45分休憩

○午後1時00分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

(15) 第68号議案 防災行政無線設備更新工事請負契約

○伊藤委員長

議案質疑を行います。

次に、(15)の第68号議案 防災行政無線設備更新工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは、第68号議案の防災行政無線設備更新工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第96条第1項5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約について提案するものでございます。

本工事は、防災行政無線の屋外拡声子局設備34カ所を更新する工事を行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては45ページの入札状況調書のとおりでございます。

恐れ入りますが、44ページの表をご覧ください。44ページのほうに内容が載っております。契約金額は、消費税を含め2億4,148万8,000円、落札率は98.4%でございます。

契約の相手方は、三愛電子・光和エンジ建設共同企業体、代表者三愛電子工業株式会社代表取締役、寺井一郎でございます。

支出科目は平成30年度一般会計。

工事の概要でございますが、46ページをご覧ください。工期は平成31年3月22日でございます。

4番、工事内容でございますが、区内34カ所の屋外拡声子局設備の更新および設備更新に伴う親局の調整等を行うものでございます。なお、拡声子局につきましては、来年度以降も順次更新いたしまして、平成33年度の完了を計画していると聞いております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

確認なのですが、平成33年度で屋外全ての防災無線の更新、要は新しくかえていくということだと思うのですが、今年34カ所ですが、全体では何カ所あるのか。

それと、以前からいろいろな委員が、非常にハウリングしたり、干渉し合ってしまう聞こえづらいと

いう質問をしていると思いますが、そういうことに対して、昨今の技術革新の中で、ちゃんと聞こえやすい波長というか、そういう改善がきちんとされているのかどうなのか質問いたします。

○古巻防災課長

まず、子局の数でございますけれども、現在135局ございまして、これにつきましては全部更新をしていくという予定でございます。

ただ、今、委員からお話がありました聞こえづらいものの解消ですとか、そういったことも含めて、今のところ23局増設する方向で検討しておりますので、最終的には156局で運用するという予定で、平成33年度末までに工事を終わらせるような計画で進めております。

技術革新の部分ですけれども、確かにハウリングというか反響して聞こえづらくなる部分というのはありますので、そういったところにつきましてはデジタル化ということもあって個別の調整がしやすくなってきていますので、スピーカー一つ一つの向きでありますとか音量を調整したり、それから指向性の強いラップ型でないスピーカーの採用も少し場所によっては考えながら、聞こえづらさでありますとかを解消していくような形で進めていきたいと考えております。

○いながわ委員

後段の部分で、多少議案の内容から外れてしまうのですけれども、最近非常に高層マンションが多くできて、もちろん高層マンションは気密性がすごく高く、防災無線が時々風向きによってはダクトを通じてトイレの換気扇から聞こえてくるとか、それは区役所のトイレもそうなのですけれども、やはり気密性を考えた時に、多少外れてしまうのですけれども、やはり今後全ての区民の方々に防災無線から発せられる緊急速報がちゃんと耳に届くような取組みをしっかりとさせていただきたいのですが、もし何か高層マンションに対して対応をしていることがあればお聞かせいただきたい。今、お考えがあるかどうか。なければならないでいいです。

○古巻防災課長

まずマンションの気密性に関してですけれども、やはり気密性が高いということで、スピーカーからの音を聞こえるようにする対策ですと、どうしても音を大きくする以外にない。そうなってしまうと、逆に近くの方には大変うるさく、迷惑になるということがあって、気密性に関しての対策ということで言うと、やはり別の機器、いわゆるスピーカーではなくて、例えば今防災ラジオを配っていますけれども、同様の考え方で個別の防災ラジオであったり、それから業者より、スマートフォンにお知らせをするという機能も持たせることが可能だという話を聞いておりますので、そういったこと全般含めまして様々な手法で、防災行政無線の音声というよりは、情報がきちんと区民の方皆様に届くような形での更新を考えていく。スピーカー自体の直接的な更新ではないですけれども、そういった周辺の技術も含めて更新をしていきたいと考えております。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございます。

資料に設備数は34カ所と書かれておりますが、前にも会派から申し上げさせていただいたことがあったと思うのですけれども、大井町の駅周辺は、人が多く集まる割には聞こえにくいという課題があるのかなと思っておりまして、この大井町駅周辺の聞こえにくさの改善は、いつの段階でされるのでしょうか。

○古巻防災課長

今年度新設をする場所につきましては、主に港湾部を予定しておりまして、大井町駅の入り口になる

かと思えますけれども、そちらの更新については、平成31年度の予定で、今計画を立てているところでございます。

○須貝委員

毎年防災無線、行政無線に対しては、いろいろ区民の方から様々な要望が来ています。避難所訓練や防災訓練の時に、「訓練がありますよ」ということで現在流していますが、全く聞こえない地域というのが存在するということと、先ほどほかの委員からもありましたが、やはりだんだん建物が高層化してきており、もう聞こえなくなっている。ということは、今後さらに私は進むと思うのです。

それに対して、増設などを今後進んでいます、やはりかなり抜本的にやっけていかないと、少なくともまだ携帯電話やスマホとかそういう機器に対応できていない、家に在宅でずっといらっしゃる方などに関しては、本当に対応できていない。また、高齢者の方が買い物の行き帰り、病院の行き帰り、様々な日常生活において対応できていない。そういう人たちが大勢いるということを考えて、やはり抜本的にやっけていかなくてはいけないのではないかと思います。

設置場所を見ると例えば荏原三丁目防災活動広場とか、そういう公園についていますけれども、それもしか4方向にラップがついていると思うのですが、このラップも音が拡散しますから、やはりどんどん聞こえなくなってしまう。だったら直線式にして、要は駅がそうですね。駅のホームは直線式だからよく遠方まで聞こえるということがありますから、そういう直線式のラップをたくさんつけて、各方向角度つけて、できるだけ多くの方に聞こえやすいように、聞こえるように対応していかないと、今、大震災がこの30年以内に起きることが、さらに拍車をかけてマスコミ等で発表されていますから、私はこれは本当に緊急な課題だと思います。

もういついかなるときに何が起きるかわからない。その時に情報をどうやって得るのだと、電源が切れてテレビも何もだめになる、まだ若い人はスマホとかを持っていれば対応できるかと思うのですが、やはりそういうときに情報を得られない弱者が大勢いるということを考えて、私は早急に抜本的な対応をしていただきたいと思います。意見だけ言わせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第68号議案 防災行政無線設備更新工事請負契約について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(16) 第69号議案 しながわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約

(17) 第70号議案 しながわ区民公園水処理施設改修工事請負契約

○伊藤委員長

次に、第69号議案 しながわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約および第70号議案 しながわ区民公園水処理施設改修工事請負契約を議題に供します。

この2議案につきましては関連する内容のため、一括して説明質疑を行い、その後議案ごとに採決を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括して説明願います。

○立木経理課長

それでは、しながわ区民公園の改修工事に係る第69号議案および第70号議案につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、第69号議案のしながわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第96条第1項5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の47ページをご覧ください。

本案は、しながわ区民公園の老朽化対応および防災力の強化を図るため、南側ゾーンの改修工事を行うものでございます。

契約の方法は制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、次の48ページの入札状況調書のとおりでございます。

47ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含めまして1億7,292万円、落札率は98.4%でございます。

契約の相手方は、日比谷・大森・東急建設共同企業体、代表者株式会社日比谷アメニス品川営業所営業所長、萱森雄一郎でございます。

支出科目は平成30年度一般会計、平成31年度・平成32年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、49ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年7月31日でございます。

4番の工事内容でございますが、公園トイレの洋式化、だれでもトイレの整備、それから園路のバリアフリー化や芝生広場の整備等でございます。

次に、第70号議案 しがわ区民公園水処理施設改修工事請負契約についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の50ページをご覧ください。

本案は、しがわ区民公園の水処理施設の老朽化対応および施設の効率化を図る改修工事を行うものでございます。

契約の方法は制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、51ページの入札状況調書のとおりでございます。

50ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めまして14億9,040万円、落札率は99.8%でございます。

契約の相手方は、大旺新洋・鈴木建設共同企業体、代表者大旺新洋株式会社東京支店執行役員支店長、高野浩司でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度・平成32年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、52ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年6月30日でございます。

4番の工事内容でございますが、水処理施設の老朽化対応および公園内の勝島の海の縮小にあわせて効率化を図るものでございます。接触酸化槽を8槽から6槽へ、またポンプを8基から4基へと変更をいたします。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ちょうど去年の今ごろがバーベキュー場というか、中間あたりの整備をされていたと思います。今度は新たにこちらの水族館側なのですけれども、去年の例を言うと、工事中に多分公園を利用する方々には多少の不便があったのかなという部分を非常に感じました。今回、水族館にバスで来る方もいれば、向こう側の要するにバーベキューができる場所のほうから来る方も、いろいろな動線があると思うのですけれども、その動線の安全対策というのは、当たり前ではあるけれども、極力長い迂回ではなく、なるべく距離を短くするという配慮が必要なのかなと思っているのが1点です。

それと、必ず夏を2回越えなければならないと思うので、夏の時というのは、これはもうオープンスペースなので、工事をすればすごくほこりが舞うと思うのです。それは去年もそうでしたので、だからそういうところの対策とかをしっかりとやっていただいて、あとは水族館に訪れるお客様に対しても不便がないようにやっていただきたいと、これは要望です。

それとあと、先ほど公園課長はこちらにいらっしゃらなかったのですけれども、私の質問の中で、炎天の下だし、従事する方々の職場環境、いろいろな休息する場所とかをしっかりと設けていただいて、良質な職場環境、建設現場の環境であってほしいので、その辺は何か一言あるのであれば、いただきたいと思います。

○溝口公園課長

ご意見でいただいた部分については十分配慮しながら、工事を進めていきたいと思っております。

工事現場の職場環境ですけれども、公園の場合、仮設事務所を設けてやりますので、そういった中で

現場で働く作業員の方々がしっかり休憩がとれる場所とか、そういったものにも配慮しながら、また最近ですと特に外で働く工事現場等の中ではやはり熱中症に対する配慮が必要だと私どもも思っていますので、そういったものをしっかり受けとめて、工事現場内での事故がないように、しっかりと対応していきたいと考えております。

○いながわ委員

J Vでやられると思うので、これも同じことを何回も言ってもあれなのですけれども、しっかり働いている方々のいろいろな意見とかヒアリングをぜひしていただいて、こういうのがあったほうがいいのではないですかというのは、予算がどうこうとかではなく、品川区も多少なりとも負担が増えるかもしれないのですけれども、しっかり意見を聞いて、よりよい職場環境をぜひお願いします。

○吉田委員

基本的なことを教えてください。

この工事内容で、目的が老朽化対応と防災力の強化を図るとなっているのですけれども、防災力の強化といいますと、この園路をバリアフリー化をしたり、災害車両対応をしたりというようなことが含まれるのかなと思うのですが、そのほかに休憩施設の拡充なども、そういういざ災害が起きた時の公園の機能としてと読み取っていいのか、その辺の防災力の強化は、どの辺で図られるのか全体像をイメージできるといいので、教えてください。

それから、さらに基本的な質問で申し訳ないです。同じく工事内容の「便益設備工3基」というのは、言葉の意味がわからないので、教えてください。

○溝口公園課長

まず、今回整備しますしながわ区民公園南側ゾーンは、防災機能の向上を図るものでございます。49ページの資料にも書いてありますけれども、1つは委員ご指摘のように園路を拡幅することによって、災害車両の搬入ができるというのが1つの大きなところだと思います。

そのほかにも、耐震性の貯水槽をつくったり、または委員からお話がありましたが、水族館エントランスににぎわいの創出を含め、ベンチ等の休憩施設を充実しているところでございます。そういったところも災害時には使えると考えているところでございます。

また今回、公園のトイレを整備いたしますので、それにあわせて災害時でも使えるような地下にピット場をつくってそこに落とし込めるもの、またマンホールトイレといったものつくっていく。あともう一つ、今回勝島の海を埋めて芝生広場をつくりますので、そういったところによってさらに避難者人口の増加が図られるようにといった観点で、今回整備を行うものでございます。

それと、2点目の便益施設です。ちょっと専門用語になって申し訳ありませんが、主に今回提案しているのが、子どもたちが水を飲める施設、または今回勝島の海に多少人が入れるような想定をしておりますので、そういった中で手を洗ったり足を洗ったりすることができる施設を今回3基新たに作りましますので、それを工事内容に挙げさせていただいたものでございます。

○伊藤委員長

トイレの便器関係の質問がありましたか。

○溝口公園課長

便益施設という話だったので、そちらを答弁にいたしました。

それでは、トイレの便器についてなのですけれども、便器については全て洋式化を図らせていただいておりますので、和式ではなく洋式の便所として整備をしていきたいと考えているものでございます。

○伊藤委員長

すみません。私の発音が悪かったようです。電気施設のことです。吉田委員、質問はそうでしたか。

○吉田委員

便益設備についてですので大丈夫です。

ありがとうございます。質問した内容についてはわかりました。それで、だれでもトイレの整備なのですけれども、前にあったことなのでもう二度とはないと思いますけれども、だれでもトイレと言っておきながら、肝心の車椅子を利用する障害者の方が使えなかったという事例があったので、その辺についてはぜひ当事者の方たちが使えるということを確認して、進めていただきたいと思います。

トイレのことは何かすごく奥深くて、23区特別区の研修に伺ってパラリンピアンのお話を伺ったら、だれでもトイレという表現はやめてほしいと。障害者トイレというふうにきちんと行ってほしいというのがあって、いや、なかなか難しいとは思ったのですが、とりあえずはまずは当事者の方たちが使いやすいような工事がきちんと行われることを要望します。

○須貝委員

水処理施設改修工事ですが、これはたびたびやらなければいけないのかなと思うのですが、大体何年ごとに改修工事をするようになるのですか。

あと、浄化したりするのでしょうから、そのメンテナンスも毎年相当かかるのかなと思うのですが、大体毎年幾らぐらいかかって、さらに何年ごとにこういう大きな改修工事をするようになっているのでしょうか、教えてください。

○溝口公園課長

まず、水処理施設でございます。今回、しながわ区民公園の開園以来30年以上そのままずっと使ってきたものを、今回初めて改修するものでございます。

ただ、メンテナンス費用でございますけれども、やはりその年によって壊れるものが違ってくるので、一概には幾らという形には言えないのですけれども、一応メーカーを通して稼働しているものでございますし、委託業者がおりまして、そこから様々なメンテナンスの必要性、要はポンプが壊れた、また分電盤が壊れたといった、大きいもの、小さいもの含めて、いろいろ報告があったものについてその都度部品を変えながら、これまで使ってきたものでございます。

当初つくってからもう30年以上経過しておりますので、能力が落ちてきております。また、周辺の水環境もかなりよくなってきて、当初のような機能は必要なくなってきたというところもありますので、そういったのを加味して、今回効率化を図るためにも新しいものを思い切ってつくることと、あとポンプですとかそういった主要な機械も減らすことができたものでございます。

○須貝委員

特に海から水を引いて云々するのか、あと、しながわ区民公園に入ってきたものをまたきれいに浄化して流すのか、いろいろあると思うのですが、結構こういう水処理施設というのは、今、先ほどポンプとかというお話もありましたけれども、やはりメンテナンスは相当大変なのでしょうね。通常の施設と違って設備にかかるメンテナンス費用は毎回違うという話でしたが、やはりかなり毎年ある程度の負担は覚悟しなくてははいけない。また取り換えながら、常時やっついていかなくてははいけない。その辺をどれだけ費用がかかるかというのを大まかでお聞きしたのですが、わかる範囲で教えてください。

○溝口公園課長

まず、水処理施設の日常のメンテナンスというか管理になります。やはりどうしても機械ものなので

で、消耗品が出てくるというのは確かでございます。毎年一定予算をいただいて維持管理しています。または公園の中でいろいろな維持管理費用を持っておりますので、そういった中で賄って適正に動かしているというのが実情でございます。

通常の施設に比べまして、やはり水を使う、まして今回、元々しながわ区民公園自体、勝島の運河を埋め立ててつくったと。その時の条件として、水をきれいにしてもまた放流するという海水を使った施設になっておりますので、そういった意味では通常の水処理施設以上に腐食が激しかったりというのがありますので、そういった中で、やはり日ごろのメンテナンス、管理といったものが大切になっております。そういったものを適正にやることによって、今回新たに水施設を少しでも長期に使えるようにしていきたいと考えているものでございます。

○吉田委員

先ほどトイレの話をしてながら1点聞き忘れました。だれでもトイレの中に、多分ベビー用のおむつ交換ベッドはつくと思うのですが、それをユニバーサルベッドにしていく方向だと伺っていたので、今回の場合はどうなのでしょう、確認させてください。

○溝口公園課長

今回、基本的に品川区のしながわ区民公園でいきますと、中央ゾーンという管理事務所にあるトイレについてはユニバーサルベッドにさせていただいているところでございます。そのほかのところには、ベビーベッドをつけさせていただいています。やはり公園は開放している施設でございますので、どういう形で使われるのか。例えばそのベッドを使って寝られる方ともいますので、様子を見ながら、また何かありましたらしながわ区民公園の管理事務所に行っていただければ対応できるようになっておりますので、そちらのほうをご利用いただければと考えているものでございます。

○吉田委員

前にも申しましたけれども、ベビーベッドだと、子どもになったら使えないわけで、区民公園だと、やはり障害のある方が遊びにいらっしゃるところだし、ぜひ設置してほしいところなのです。そういう意味では、1カ所あるからということではなく、だれでもトイレの設置の時には、ベッドはユニバーサルベッドの方向でぜひ考えていただきたいと思います。

それで、こういうところで寝てしまう人がいるというのはよく聞くのですが、アイデアとして、トイレ内に長く入っていると、もしかすると事故かもしれないので、何分以上になるとライトが回るようなトイレがあるそうです。そういうことがあれば、それほど長くそこで寝てしまう人も、本来の目的以外で使う人への対策にもなるかと思っておりますので、その辺をぜひ検討していただいて、障害者を含めて多くの方がこういうところに遊びに来るわけですから、今後の方向として考えていただきたいと思います。

○伊藤委員長

他によろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第69号議案 しながわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

生活者ネットワーク、賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第69号議案 しがわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第70号議案 しがわ区民公園水処理施設改修工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第70号議案 しがわ区民公園水処理施設改修工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(18) 第71号議案 浜川公園改修工事請負契約

○伊藤委員長

次に、第71号議案 浜川公園改修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

続きまして、第71号議案の浜川公園改修工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約による財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の53ページをご覧ください。本案は、終了した下水道工事の工事ヤードの復旧に合わせまして、公園の全面的な改修工事を行うものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、次の54ページの入札状況調書のとおりでございます。

53ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めまして2億1,816万円、落札率は99.2%でございます。

契約の相手方は、東光・西村建設共同企業体、代表者東光園緑化株式会社品川営業所所長、中島学でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、55ページの概要書をご覧ください。工期のところですが、契約締結日から230日間となっておりますが、こちらは日付に直しますと平成31年6月20日となるものでございます。

4の工事内容でございますが、ウッドデッキや幼児用・児童用の遊戯施設、健康器具などの設置や、多目的広場の整備を行うものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

契約の内容から、それほど外れたことは聞かないのですけれども、これは平面図から見て、右側にキャッチボール場というのがあると思うのですけれども、このキャッチボール場は、ネットという言い方なのかかわからないのですが、何もない平なのか。おそらく利用が始まると、平面図で言うと東側は道

路に面しているのので、ボールが飛んでいってしまうなどいろいろなことが想定できると思うのですけれども、これは何かネットがある設計になっているのかどうなのかということ。

それと、これは緑色の円が小さければ小さいほど低木という解釈でいいのかな。例えば遊戯施設、健康器具の周りがみんな低木なのか高木なのかかわからないですけれども、緑が植わっているのですけれども、ちょっと死角になるところなのかなと私は思ったので、お伺いします。

それから、そういう死角があるということは、やはり公園ですから、防犯カメラ設置の考えはこの公園にあるのかなのかということなので、わかる範囲でお願いします。

○溝口公園課長

まず、キャッチボール場の整備でございます。元々今現在計画している公園のこの55ページの図面でいきますと、向かって右側のところにキャッチボール場があります。従前あった付近に復旧するような形で考えてございます。

従前は脇にネットが4本張ってあって、上の天幕がないようなものだったのを、今回やはりボールが外に出るとかいった懸念がありますので、同じように高い防球ネットを張るのですけれども、さらに天幕をつけて、よりボールが飛んでいかないような対策というのをを行う計画で、キャッチボール場を整備していきたいと考えているものでございます。

次に、今回図面にある大きい濃い緑が高木になっておりまして、その下の薄くなっている小さいものが中木、薄い緑のものが低木が植わっているという分けになっております。そういった中で、木の高さによって色や大きさを分けてという形になっております。また、なるべく死角がないような形での設計を進めているところでございますし、今後公園内での防犯カメラの設置を進めているところでございますので、当然改修に合わせて、防犯カメラについても整備していきたいと考えているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。低木・高木に関しては、死角がないようにしたほうがいいのではないかとこの思いで質問させていただきました。

今回のこの落札した予算の中に、もちろんわからないですけれども、そのキャッチボール場のとりかぶせたネットに関しても、防犯カメラも全部入っているという認識でいいのですか。

○溝口公園課長

まず、野球の防球ネットについては、今回の議案の設計の中に入っているものでございます。防犯カメラについては、今全体含めて公園の中での整備というのを考えておりますので、そういった中で整備をしていきたいと。もしかすると工事期間中、少し長くなりますので、その中でうまくほかの工事を入れて、防犯カメラの設置は考えていきたいと考えているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第71号議案 浜川公園改修工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。ありがとうございました。

公園課長、お疲れ様でございました。

(8) 第61号議案 芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約

○伊藤委員長

次に日程(8)、第61号議案になります。第61号議案 芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは、続きまして、第61号議案の芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約につきまして、ご説明いたします。こちらの議案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の20ページをご覧ください。契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、次の21ページの入札状況調書のとおりでございます。

20ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め14億9,040万円、落札率は97.1%でございます。

契約の相手方は、鴻池・大明・加地建設共同企業体、代表者株式会社鴻池組東京本店取締役常務執行

役員本店長、古川浩でございます。

支出科目は平成30年度一般会計、平成31年度・平成32年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、22ページをご覧くださいと思います。22ページの概要書でございますが、工期は平成32年5月29日でございます。

4番の工事内容でございますが、プール棟、倉庫棟の建設工事、校庭やフェンス、門扉等の外構工事、および既存体育館・プールの解体工事を行うものです。

5番の関連別途工事に関しましては、今後電気設備工事、機械設備工事をそれぞれ発注する予定となっております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○吉田委員

外構工事の中に、校庭の整備で人工芝となっているのですけれども、図面では全然読み取れません。校庭の全体が人工芝となるのでしょうか。

それから、人工芝は、質と価格がいろいろあると思うのですけれども、どのような判断で、どのレベルの人工芝を採用するのか教えてください。

○小林施設整備課長

今回の人工芝につきましては、いわゆる校庭だけで、周りに犬走りという舗装があるのですが、校庭内の側溝の、いわゆる昔土だったところ、今回ちょっと場所は違ってしまいますけれども、土だったところを全て人工芝化するということです。

人工芝の質は、グレード的には中ぐらい。いわゆる上もあればですけれども、基本的には教育委員会と打ち合わせをして、各学校いろいろありますけれども、各学校と一緒に質を合わせてやっていますので、ここだけ高いものにはなりません。

○吉田委員

各学校で差をつけるわけにはいかないというのはとてもよくわかりますし、そのとおりで思うのですけれども、今まで人工芝を導入した学校で、例えばそれまでは社会科の授業の時に消防自動車とか、パッカー車を校庭に入れて中を見れたのが校庭に入れられなくなった、運動会の時にPTAの綱引きはできなくなった、それからお祭りで、火器が使えなくなったなどいろいろな制約が出てきていて、少なくとも生活者ネットワークには、とにかく静電気が多いという声も来ております。ほかと合わせなくてはいけないのはわかるのですけれども、そういうことに対しての何か反省点というか、そういう声が活かされたとかということはないのでしょうか。あくまで同等のものでという判断をされたと理解でよろしいですか。

○小林施設整備課長

人工芝につきましては、さきほど言ったように平均な質のものではありますが、当然技術革新ではありませんけれども、人工芝もその都度よくなっております。ご指摘いただいた静電気だとか、そういうことも各メーカーに問い合わせをして、各メーカーも技術的にレベルアップではないですが、革新のためにいろいろな方法をとっていますので、その点につきましては日々変化しており、よくなっているということです。

○吉田委員

少し安心をいたしました。やはり校庭を使うのは子どもたちなので、その後の使い方、契約ですからお値段のことが考慮されるのは当然なのですが、その辺はぜひ今後も配慮を続けていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたします。自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成いたします。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

はい。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第61号議案 芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(9) 第62号議案 後地小学校校舎改築その他工事請負契約

(10) 第63号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約

(11) 第64号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約

○伊藤委員長

次に、第62号議案 後地小学校校舎改築その他工事請負契約、第63号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約および第64号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約を議題とします。本件3議案につきましては、関連する内容でありますので、一括して説明、質疑を行い、

その後、議案ごとに採決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、理事者よりご説明お願ひいたします。

○立木経理課長

それでは、続きまして、後地小学校校舎改築に係る第62号議案から第64号議案について、一括してご説明をさせていただきます。

これらの議案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料の24ページをご覧ください。

まず、第62号議案の後地小学校校舎改築その他工事請負契約についてご説明いたします。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、次の25ページの入札状況調書のとおりでございます。

24ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め34億200万円、落札率は99.9%でございます。

契約の相手方は、日本国土・仲岡・加地建設共同企業体、代表者日本国土開発株式会社東京支店執行役員支店長、私市和士でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、26ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年2月28日でございます。

工事内容でございますが、新校舎につきましては建築面積が2,856.13㎡、延床面積が7,719.49㎡で、構造は鉄骨造地上4階建となっております。建築工事には外構工事と既存校舎の解体工事も含んでいます。

5番の関連工事につきましては、この次の議案でご説明をさせていただきます。

27ページに案内図、配置図、それから資料28ページには平面図、それから29ページが立面図となっております。

次に、第63号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約についてご説明いたします。資料の30ページをご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、31ページの入札状況調書のとおりでございます。

30ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め5億9,076万円、落札率は98.3%でございます。

契約の相手方は、横河・野田建設共同企業体、代表者横河東亜工業株式会社代表取締役、田中博行でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

工事の概要ですが、32ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年2月28日でございます。

工事内容でございますが、空気調和設備工事といたしまして、各教室等に空調設備・熱交換型換気設備を設置いたしまして、調理室・体育館は給気・排気ファンを設置いたします。また、各設備の集中管理装置の設置を行います。

給排水衛生設備工事といたしまして、各教室等に衛生器具、給排水、給湯、消火、雨水利用、それか

ら太陽熱利用、ガスなどの設備を設置する工事を行います。

次に、第64号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約についてご説明いたします。33ページをご覧ください。

契約の方法は制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、34ページの入札状況調書のとおりでございます。

33ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め4億4,000万円、落札率は98%でございます。

契約の相手方は、マスミ・品川建設共同企業体、代表者株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、35ページの概要書をご覧ください。工期は平成32年2月28日でございます。

工事内容でございますが、高圧受変電設備、太陽光発電設備、それから情報通信設備等の工事を行うものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○吉田委員

基本的な質問です。32ページの給排水衛生設備工事で、雨水利用設備と太陽熱利用設備とあるのですけれども、どういう形で雨水、それから、太陽熱が利用されるのか教えてください。

それと、35ページのほうの太陽光発電設備は何Kwぐらいで、どの部分に使われるのかを教えてください。

○小林施設整備課長

まず、雨水利用でございますが、雨水利用は25m³をトイレの排水、ならびに屋上関係の緑化の散水に使います。

次に、太陽光の熱給湯関係は24m³設置する予定でございます。これを何に使うのかというと、利用目的はプールのシャワー、それから給食室関係に給湯として使う予定で考えております。

それと、太陽光発電、いわゆるソーラーパネルにつきましては、20Kwを想定しております。これにつきましては、各教室関係の照明の補助として使用する予定でございます。

○吉田委員

トイレの排水にも使うということで、生活者ネットワークとしては大変推進したほうが良いと考えますのでよかったと思うのですけれども、25m³というのとどれぐらいなのか。参考のために申し訳ないのですけれども、教えてください。

○小林施設整備課長

25m³は、基本的には一般の教室で使えるかなというようなことだと思います。ただ、集中してずっと使っていれば当然なくなりますし、晴天が続いた場合には、水道のほうに換えるということになるので、いわゆるどのくらい使えるのかというご質問になると、そのような感じでございます。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。26ページの本体の新校舎建築工事なのですけれども、今既存の学

校の構造は、鉄骨コンクリート造だと思うのですけれども、今度は新しく構造体が鉄骨造になっているというところがあるのですね。それはなぜRC造からS造になったのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○小林施設整備課長

今回、鉄骨造を使用したのは、後地小学校の前面道路が狭隘道路になっております。鉄筋コンクリート造となりますと、コンクリートを打つミキサー車が現場内まで入ってくるのですけれども、その台数が、生コンクリート車が小さくなって、なおかつその台数がかなり多くなります。地元の方とも以前から打ち合わせとかそういうのをやっているのですけれども、なるべく台数を少なくする。ではその方法はどうするといった時に、鉄骨、これも狭隘道路なので長いものは入りませんが、それを現場の小学校のほうに入れてそこで組み立てるとというのが、台数を減らす唯一の方法であるので採用したものです。

○高橋（伸）委員

ありがとうございました。今、課長がおっしゃられた狭隘道路のところというのは南側で、後地小学校は結構高低差がありますよね。構造体の面は当然その鉄骨造でも、構造的には問題ないかと思うのですけれども、やはりRC造のほうが何というか構造的にはいいのかなと思っています。今おっしゃられたように、鉄骨造で長尺ものはそのまま搬入できないということで、工事ヤードの中で組み立てていくと思うのですけれども、やはり東西に長い校舎になりますよね。そうすると、やはり安全面なども考慮していかなければいけないので、これから工事が始まる前に土壌の改良をするのかどうかわからないですけれども、土止めの工事とかいろいろあるのと、あと擁壁の問題とかありますよね。その辺のところもご留意、ご注意していただけてやっていただきたいです。要望です。

○伊藤委員長

他にございますか。

それでは、ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第62号議案 後地小学校校舎改築その他工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成であります。この今の議案で全て改修工事とか設備工事という説明が終わりまして、先ほど前段で午前中に私が申し上げたようなこと、工期の問題や職場環境については全てに該当するというのをどうかお酌み取りいただきながら、工事を進めていただきたいと思います。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第62号議案 後地小学校校舎改築その他工事請負契約について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第63号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第63号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、第64号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いをいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第64号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本日の議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

平成30年陳情第8号 同性パートナーシップの公的承認についての陳情について

○伊藤委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

平成30年陳情第8号 同性パートナーシップの公的承認についての陳情についてを議題に供します。

本件は初めての審査でありますので、初期に朗読させます。

〔書記朗読〕

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○島袋人権啓発課長

それでは、この陳情に書かれております内容につきましての概要を説明させていただきます。パートナーシップの公的承認のための導入に向けた協議を開始してほしいというものでございます。

まず、同性パートナーシップ制度についてでございます。同性同士、いわゆるLGBTなど、性的少数者のカップルをパートナーとして公に認めるといった取組みでございます。

それでは、LGBTという言葉について説明をいたします。Lはレズビアン、女性同性愛者。Gはゲイ、男性同性愛者。Bはバイセクシャル、両性愛者。Tはトランスジェンダー、身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは行きたいと望む人。LGBTとは、代表的な性的マイノリティの頭文字をとって組み合わせた言葉です。出生時判定された性別、身体の性、性自認、自分が認識している自分自身の性別、性的志向、どのような性別の人を好きになるかなど、様々な要素から考えられると言われております。

こちらは性的少数者の総数の一つとされています。LGBTの方々は、一般に人に打ち明けられない不安や悩みを持っていると言われております。また、職場で明らかにされたことによっていじめを受けることはないかという悩みがあると言われております。パートナーシップ証明書を先駆的に交付している渋谷区におきましては、条例のもとに、当事者に任意後見契約公正証書、合意契約公正証書を提出していただき、審査の上、パートナーシップの関係であることを住民戸籍化で証明いたします。

同性パートナーシップ制度の他自治体の運用状況でございます。渋谷区、世田谷区は、平成27年に同性パートナー制度が開始されております。また、中野区においても制度が整う予定とのことでございます。そのほか、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、札幌市、福岡市では既に制度の導入が済んでいるところでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

確認したいのですけれども、どう質問していいかもなかなか自分の中では困っているところで、例えば大手企業というのはダイバーシティの推進ということで、誰もが参画できるようなフィールドをつくっていく。それは会社としてやられているのですけれども、品川区として、これは本当に人権啓発になるのか、要は小学生とか中学生に対して、それは市民科で扱うのかは別にしても、こうしたLGBTと言い切っているのかどうかも含めて、いわゆる性的マイノリティといった教育というのはされているのかどうなのか。されているのであればいつからやっているのか。逆に言えば、学校側というか生徒がそれを受けた時に、そういう方々もいるんだろうねという話なのか、その雰囲気かわかれば教えていただきたいと思っております。

○島袋人権啓発課長

まず、LGBTの件でございますが、正式に公的な統計は存在しておりませんので、まずは民間企業等で発せられている統計上のもので、今どこの自治体も進んでいるところがあるかと思っております。

品川区において男女協働参画で扱っているという理由につきましては、他区におきましてもLGBT、多様性に関するいろいろな生活相談とか、あとカウンセリング相談等いろいろ実施しております。そちらの部分は男女協働参画センターにおきます総合相談のほうで実施しておりますので、私ども人権啓発課のほうで扱っているという現状がございます。

また、子どもたちへの教育でございますが、やはり平成27年あたりですか、文部科学省のほうからも、LGBTとは正式には申し上げておりませんが、対応指針のようなものが出ておりますので、品川区におきましては教育総合支援センターのほうで、多分市民科だと思いますけれども、実施されて

いると聞いております。また、私ども人権啓発課のほうではいろいろな講座等も実施しながら、区民の皆様への理解促進を進めているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。今、課長のほうから、学校でやっていると思われましてという話だったのですが、やはりそういうところは所管間の連携をとって、例えばその教育総合支援センターで用いる情報とやはり違う情報があると思いますので、それはやはりチームになってしっかりそういった情報共有も含めて、例えば教育委員会にその話を聞いたら、人権啓発課の男女協働参画としっかり連携をとってやっていますと言い切れる。そういうものが人権教育ではないのかなと思いますので、その辺しっかりやっていただきたいということです。

それと、問題意識として、今後グローバルになってオリンピックもありますし、そういう状況の中で必要性はあるのかなと思いつつも、まず前段階として、先ほど統計もとれていない。おそらくこれはもう先行してやっている自治体が何かしらの統計をとっていて、参考となる指標がないと、おそらく施策としてやってください、やろうという議論でもないと思うので、その下調べとか調査研究、私たち区議会議員もそうですし、区の職員の皆様も、あとは地域の中小企業の方々も含めて問題意識を共有しつつ、何かやはり調査研究というのが必要なのかなと思うのですが、その辺をどうお考えなのか。例えばもしこの陳情で訴えていることをすべて受けてしまうと、いろいろな部分で、ではトイレの問題はどうするのだとか、逆に言えば同じ性的マイノリティの方々も、この中に含まれていないという方々もいらっしゃるやに、いろいろ今週刊誌とかニュースとかいろいろな部分でそういう話が氾濫していますから、そういうことも踏まえた上で、ちゃんとした情報をもとにやはり考えていかなければいけないのかなという思いの中で、では今後、例えば品川区でそういったことを今後調査研究されるという、今すぐどうこうではなくて、いろいろ時と場合によってはそれも必要になってくるのではないかなと思うのですが、どうお考えかお聞かせください。

○島袋人権啓発課長

失礼いたしました。教育委員会との連携ということでは、やはり教育の子どもたちではないのですが、主任、指導の先生方と、やはり人権の講座の会で打ち合わせ等をさせていただいております。その中で、私のほうでも性的マイノリティの取扱い、どういったことで学校のほうは取り組んでいただきたいか、また、先生方もどのようなことがあったら人権啓発課との連携を進めてまいりたいといったことはお話しさせていただいているところです。

今回、まさに7月なのでですけども、「普通って何？～違うことを認め合う～」というLGBT等少数者への差別偏見をなくす人権尊重についての理解を深めるという講座をさせていただくのですけれども、この中では教育委員会等との連携といたしまして、養護教員の先生方の研修会、小学校と中学校の研修の場を借りまして、こちらのほうの宣伝をさせていただきました。まずは養護教員の先生のほうからも取り組んでいただきたいという思いもございましたので、そのようにさせていただいているところでございます。

また、平成29年11月でございますが、11月に男女協働参画等に関する区民意識・事業所状況調査報告書の中に、性的マイノリティの方からお聞きしている質問がございまして、やはりどういったものが区民の方たちからのご意見をいただいた箇所かと申し上げますと、専門相談の窓口の設置、居場所づくり、コミュニティスペース、あとは生きづらさを感じている相談者の相談体制の充実等が挙がっております。私どものほうでも、今年度策定しております男女共同参画のための品川区行動計画第5次

等の中で、やはりマイノリティの方たちの人権に対する項目を一つ大きな柱として位置づけておりますので、その中で、策定検討委員会の中でまた進んでまいるところでございしますが、とにかくアンケートのとり方、当事者の方々のお声を聞くという非常に難解なところをどのようにこちらのほうでアプローチしていくか、また考えていきたいところだと思っております。

○いながわ委員

本当に非常に個人のプライバシーに入っていくことなので、それを嫌がる人も中にはいると思うし、かといって嫌がる人がいるからといってこの件に関しては、もうやらないという議論でなく、やはり調査研究をしていくというのは非常に大切であって、しっかりとしたフィールド、ステージができた上で議論をすることが必要なのかなと。まだ全然整地されていないところで行ったとしても、おそらく頭でっかちになって終わってしまうのではないかなと。だから、しっかりLGBT、性的マイノリティの方々に対する理解を深めるという言い方なのかわかりませんが、しっかりとしたフィールドをつくることが大切なのかなというふうに思いから質問をさせていただきました。

○中塚委員

同性パートナーシップについて、各自治体でも賛成多数で採決されたり、先日は全会一致で採択されたりと進んできております。ぜひこの品川区議会でも仕組みが始まるように、皆様には賛成をしていただきたいと始めに述べたいと思います。

品川区に1点だけ伺いたいのですけれども、冒頭に概要の説明はありましたけれども、つまりはこの陳情に書かれているように、この制度の導入に向けた協議を開始してくださいとありますけれども、区には導入に向けた協議を検討していただきたいと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょうか。

○島袋人権啓発課長

まず、男女共同参画のための品川区行動計画第5次等の中で、やはり性的マイノリティの方たちの項目がございします。そちらの中で、やはりどのような困り事があるのかとか、どうしていったほしいのかというようなのも、やはり策定委員会の中でも議論がいろいろと出てくると思っております。その中で、しっかりと課題を見つけて考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○中塚委員

今のご説明はしっかりと課題を見つけて考えていきたいということですが、それはこの導入に向けた協議を開始していくことに前向きに考えているという意味なのか、それとも現状においてはいわゆる課題の整理という意味なのか、もう少しご説明いただきたいと思っております。

○島袋人権啓発課長

まず、昨年11月に実施しました調査においてもそうですけれども、まずは区民の皆様の理解が進んでいない、偏見差別があるという考え方も、そちらをきちんと人権啓発課のほうで区民の皆様にご案内いただくよう行動することが一番かと考えております。また、パートナーシップ制度を宣誓しても、やはりかえって偏見とか差別にさらされる心配だとか、そういった方たちへの配慮等もきちんと考えていかなければいけない問題だと思っております。やはり前向きかどうかというよりも、むしろそのような人権に関する差別をなくしていく品川区であるということを進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○中塚委員

差別をなくしていく品川区に私もぜひ進めたいと思うのですけれども、今日の審査は同性パートナーシップ制度についてのことなので、今のご説明というのは、導入に向けた協議を開始していきたいとい

う趣旨でのご説明なのか、それともそこにはまだたどり着いていないという意味なのか、そこを伺いたいと思います。

○榎本総務部長

この陳情の中身なのですけれども、公的承認のための導入に向けた協議とか、その協議というのがどのような協議なのかというのは、この文章からでは明らかではないのですけれども、少なくとも公的承認というのができれば全て解決するという問題ではございません。要は、全体的にこのLGBTに対する差別をなくすということに向かってどのような手順を踏んで、どのようにやっていけばいいのかということをも手掛けていきたいと思います。その上で、最終的にこの公的承認というのが一番いいのだというふうになれば、それはその導入に向けた手順をまた踏んでいくという形になるかと思っております。

○中塚委員

性的マイノリティの方々への差別をなくしたり、理解を広げていったり、それに何か特別な順序があるというわけではありませんので、今回の公的承認が進めば全てが解決するものではないというお話もありましたけれども、一方でそれを望んでいる方々もいらっしゃるから、今回の陳情として提出されていくし、全国でも導入がもう始まっているところも、また検討を開始した自治体も生まれているのだと思います。

先ほど課長からもご説明ありましたけれども、品川区の男女共同参画等に関するこの調査報告書の中でも、「性の多様性を認めよう、社会をつくるための必要な取組み」の中で、1番は教育現場での啓発活動など配慮、2番目が社会制度の見直しと書かれております。そういう意味からも、この同性パートナーシップの仕組み、仕組み自体は各自治体にいろいろ違いがあったり、いいところとより踏み込んだところとあるので、そこはよく精査が必要かとは思いますが、品川区にもこの導入に向けた協議を開始していただきたいと思っておりますけれども、改めていかがでしょうか。

○榎本総務部長

先ほどの繰り返しになりますけれども、これだけを進めるというわけにはちょっといかないと考えておまして、まずは、先ほど課長が申しましたけれども、多様性尊重啓発講座という形でやりまして、どういう方々に聞いていただいて、どういう区民の声があるのかということもアンケート調査もしますので、あと映画の集いもやりますので、そういうところのアンケートを聞きながら、集めながら、どういう状況で進んでいけばいいのかということから、まず進んでいきたいと思っています。そういった上で、この公的承認というものも各自治体ごとにより違ってまいりますので、本当にどの形がいいのかというのはまた研究していかなくてはならない課題だと捉えています。

○中塚委員

これだけを進めるわけにはいかないという意味がわからないのです。品川区も何もやっていないわけでもありませんし、今年から始まっている事業もございますし、様々動き出していると思うのです。その中で、これだけを進めるわけにはいかないというのがどういう趣旨なのか、改めて伺いたいと思います。

公的承認の仕組みについては、確かにいろいろ始まっているところなのかなとは思いますが、住宅の問題、病院での付き添いの問題、また生命保険の関係、また相続やお葬式での参列の問題、様々な同性に性的志向がある方にとって困難があることは既に社会的に明らかになっていると思うのです。そうした中でこの制度を求めているということはぜひ受けとめていただきたいと思うのですけれども、改

めて、これだけを進めるわけにはいかないとはどういう意味なのか、伺いたいと思います。

○榎本総務部長

この陳情の方の中身が全部わからないのですけれども、基本的にはこの性的マイノリティの方々への差別をなくした上で、そういう承認制度を創設してという形なのかなと受け取っているところなのですけれども、まずはこの協議というのがどういう意味なのか、ちょっと私もわかっていないので、導入に向けた協議というのは何が必要なかというところがわからないところなのですけれども、別にそれを否定するわけではなくて、それも含めて全体の中でちゃんと手順を整えて考えていかないと、たしか渋谷区の事例もありましたけれども、渋谷区も制度をつくるまでに3年から5年かけて検討しているという形もありますので、ちゃんとそういった流れをつくった上で進めてまいりたいと思っております。

○中塚委員

協議というのはそれぞれ捉え方があっていいと思うのですけれども、品川区の中で検討委員会を設置して当事者の方への参加や、参加はちょっとというのであればアンケート調査だったり、様々な形で導入に向けた協議を開始してほしいというふうに私は受け取っております。

最後に、こうした仕組みが男女協働参画等に関する区民意識・事業所状況調査報告書に書かれているとおり、性的マイノリティへの理解の促進、差別の解消につながり、マイノリティが自分らしく生きられる社会が実現することに私もつながっていくと思いますので、ぜひ総務委員会の皆様には、賛成して、一緒に品川区議会としてもこの制度の背中を押していこうではないかと思っております。

○高橋（伸）委員

私は小学校と中学校の同級生が、男性なのですけれども、性的マイノリティなのです。品川区に住んでいるのですけれども、彼が言うには構ってほしくない。という方も性的マイノリティと思われる人の中にはいるわけですね。

これは港区のインターネット・アンケートの調査報告書を見ますと、結構統計をとっていて、品川区に在住している人が14名という数値が出ているのです。この数字はともかくとして、まずは区としてこれから調査研究を、今も当然やっていただいているというのはわかっているのですけれども、改めてこれについては研究と調査もやっていただきたいです。

それと、あと渋谷区のパートナーシップ証明書発行が2年前だったと思うのですけれども、今もって20件程度の証明書しか発行していないというところで、やはり渋谷区がそこまで斬新なことをやったのにもかかわらず、性的マイノリティと思われる方もそれぞれ悩みがある中で、証明書がまだ20件程度にしかないということは、改めてこれは議論の場を持って調査研究をしていくべきではないかと思っておりますけれども、品川区の現状とこれからの展望や展開を、わかる範囲でいいので教えていただければと思います。

○島袋人権啓発課長

まず初めに、本当に実態把握が難しいということと、とても私ども行政のほうにお声が届いていない部分があると。ですので、今年度、多様性尊重啓発講座を初めて開催させていただき、まさにそこにアンケートをとりつつ、当事者の方が来ておられたら、どういった悩み事があるかとか、そういったことを少しずつ拾っていかうかと考えているところでございます。

また、先ほどやはり実態が十分に把握できていないとお話しさせていただいたところなのですが、区民意識調査の中でもやはりアンケートのとり方で、「女性・男性・どちらとも言えない」という項目をつくりました。確かに「どちらとも言えない」という方はいらっしゃいました。でも、こちらのとり

方が果たしてそれでよかったのかどうかとか、まだ公的にそのような統計をとってくださいといったご指示ありませんし、ただ、本当にその男性でもない、女性でもないというところの心の縛りがある方には、「どちらとも言えない」と書いていただきまして、今回本当に少数の方ではございましたが、ご意見をいただくことができました。ですので、少しずつそういった方たちがどのくらいおられて、品川区に対してどのようなサービスが必要なのか。まだまだ交流施設、交流の場を設けたりとか、いろいろなことが始まっておりませんので、いろいろなお声を聞いていってからがスタートになるかと思っているところでございます。

○吉田委員

私は今回一般質問に入れさせていただいたので、実はあちこちに問い合わせをしましたので、何か私個人としては何うまでもなく、結構品川区の中でいろいろな取組みも進んでいて、一方でまだまだだなというところも理解しているのですけれども、今、あまり事例はおっしゃらなかったのですけれども、人権啓発課として他の所管とも連携しながら進めていることの内容などを少し紹介していただくと、ここでの議論が進むかと思いますが、いかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長

それでは、まず男女協働参画の総合相談の中で受けている流れといたしまして、やはり心の病の部分がございまして、こちらに関しましては保健センターの保健師の協力をいただいております。また、子どもたちに関することであれば、「よりそいホットライン」等の電話番号等で対応させていただいている部分があります。また、そちらのほうに関しましては、教育委員会の教育総合支援センターでございまして、連携をとり行っているところでございます。

それと、先ほどの7月から始める講座でございまして、こちらのほうも教育総合支援センターもしており、あとは教育委員会、養護教諭の研究会の中でご紹介させていただいておりますので、そちらの先生方からのご参加もあるように伺っているところでございます。

○吉田委員

普通、施策を考える時に、調査研究が大もとになるというのはそのとおりだと思います。ただ、この問題については調査研究を行うにあたり、そのアンケートに答えること自体が何か差別されることにつながるのではないかというような社会一般の通念というのがあるのも事実です。それが課長がずっとおっしゃっている、大変難しい調査研究だということだと思います。

この陳情を見ると、要するにその機運を醸成しないと、調査研究してもそういう結果が素直に出てこないわけですね。そのことも含んで、私としてはこの陳情は大変表現を工夫して、導入に向けた協議というあたりで、まずは機運醸成を図ってほしいという趣旨かなと受け取りました。

やはりそれがないと、制度をつくっても、皆様おっしゃるとおりその制度を使いたいというところまで行かないということだと思います。これまで予算・決算特別委員会では、学校教育での現場がどうなのかということによく質問させていただいたのですけれども、制度をつくっても機運が高まらないとなかなかその制度を子どもたちも素直に信じていいのかわからないという状況で、大変難しいことなのかなと思います。

生活者ネットワークとしては、ぜひこの陳情を採択するところから、品川区の行政の中では、質問の中でもご紹介しましたがけれども、もう職員の中でのハラスメントの対象に、性的マイノリティに関するものもハラスメントとするということが今年4月から始まったということですし、前向きなご答弁いただけたと思うのです。国民健康保険証の性別の表記などは、希望する人には裏面表示にできるという

ことなど進んでおります。ですから、生活者ネットワークとしては、やはり区議会の中でもその機運醸成をまず取り組もうということで、これはぜひ皆様に賛成を呼びかけたいと思っております。

○須貝委員

一部の区でアンケートをとったようです。ですけれども、やはりそっとしてほしいとか、そういう方も多数いらっしゃる。なかなかこのことに関しては、区としてもではどこまで出ていっていいのか、今後どのような行政サービスに結びつくのかとか、その方たちをどうやって守れるのかということが、やはり非常にまだ様々な問題を今後議論しながら進めていって、そして今回のこの方の陳情にあるようなことを一步一步慎重に進めていくべきだと私は思います。今回の陳情に対しては趣旨は賛成できると思うのですが、なかなかこれを、ではこのまま突き進んでいくというのは、ちょっとまだ時期尚早な気がいたします。意見だけ言わせていただきます。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。この自治体に同性パートナーシップ制度を求める会の一番中心でやっていらっしゃる明治大学の鈴木教授がいらっしゃいますが、その方ご本人も当事者であるということ公表されておまして、札幌市でこのパートナーシップ制度を進めてきた方であります。この方のお話をまた直接伺わせていただきました。今回、東京都をはじめ多くの自治体でこの陳情または請願を出され、多くの自治体でこれまでの採択をされ、また趣旨採択もところもあったと思いますが、理解の輪が広がってきているということを思います。

今回、品川区からもこのように当事者の方が初めてこの陳情を出してこられました。ここに書かれている「同性パートナーシップの公的承認」ということがタイトルについておりますけれども、この鈴木教授のお話を聞く中で求めていることというのは、やはりLGBT、こういう人がいるということ、そして品川区にもいるのだということ、そしてLGBTとは何かということをやはり周知をしていく中で理解を広げてもらいたいということが、まずはおっしゃりたいことなのだと私は受けとめました。

ここでは導入に向けた協議を開始してくださいという一文がありますが、やはりほかの自治体を見ても、パートナーシップ制度の導入にはやはり長い時間をかけて導入がされてきております。品川区もここからスタートなのかなと感じておまして、すぐに同性パートナーシップ制度の導入ということではなく、この陳情が出されたということで、明らかに品川区の中でももう当事者がいらっしゃるということでありますから、この思いをどう受けとめていただけるのかということ、先ほどほかの委員も言われましたけれども、品川区の中でも理解を広げるための気運醸成を図っていく。ぜひそのきっかけとさせていただきたいなという思いであります。

きっとこの方も勇気を持って、この陳情の名前に連ねられたのかなと思いますけれども、なかなかやはり制度をつくっていくのにはハードルが高いということも実感いたしますので、今回初めて品川区でこの陳情が出されたということで、少数かもしれませんが、また一方では触れないでほしいという方も事実いらっしゃいますが、この陳情が出されたこのことの意義を心にとどめていただいて、機運醸成を図っていく、その部分をぜひ酌んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長

まずは確かに地域の方々、区民の皆様方にも、やはりLGBTの方は透明人間ではないよ、ちゃんと区に存在しているのだということをしつかりと受けとめていただき、やはり偏見等を持たない、きちんとした理解をしていただくということが重要かと思えます。

まずは区としてできることは、そのような啓発活動をしていくことが一番かと思えますので、準備は

少しずつではございますが、同性パートナーシップ制度とはまた別に、区民の方たちにもしっかりと理解促進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤委員長

ほかにご発言はございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、陳情の取扱いについて、ご意見をお伺いいたします。「継続にする」あるいは「結論を出す」、どちらかご発言をお願いいたします。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。よろしくお願いいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すでお願いします。趣旨採択でお願いします。

理由としては、本来なら継続を求めたかったのですけれども、品川区の現状についての調査と研究も必要と考えております。憲法上、法律上も同性婚はまだ認められていないという状況もございます。これはしかるべき現状をあくまで調査をしていただきたいということで、趣旨採択とすることにいたしました。

○新妻副委員長

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いをしたいと思います。

継続でと言いたいところでございますが、なかなかパートナーシップ制度の導入に向けてはハードルが高いと思いますので、議論を大きく進めていくためにも趣旨採択でということで、ぜひご検討いただきたいと思います。

○中塚委員

今日結論を出すということと、私は採択を主張したいと思います。

ここに書かれているとおり、導入に向けた協議を開始すべきだと思うからです。また、今回こういう議論ができたこと自体がとても大事なことだと思います。先ほどそっとしてほしいとか、構ってほしくないというお話がありましたけれども、私自身も、年齢は定かではありませんけれども、割とご高齢のゲイのカップルの方と、今までどのような人生を歩んできたのかという話を聞いた時に、最近よくテレビでLGBTが取り上げられるよねという話になった時に、確かにその方もそっとしてほしいんだとおっしゃっていました。ただ、よく聞くと、やはり自分がゲイであるということで、嫌な思いをしたという経験がすごく背景にあるのだなというのを私自身感じました。やはり嫌な思いをすることがない社会に進めていくことがとても大事なのだなと改めて思いました。

ちょっと余談になりましたが、結論を出すということと、採択でお願いいたします。

○いながわ委員

結論を出すで、趣旨採択です。

先ほどのいろいろな方のご答弁の中で、課長、部長のご答弁がありましたけれども、非常に品川区は、私の感覚としてはしっかり人権啓発も含めてやっていて、これからはっきり、ただちょっとLGBTという表現が本当に正しいのかも含めた中で、やはりそれぞれがそれぞれの問題というか越えなくてはいけない課題を多分お持ちだと思うのです。それを一緒にしてという、もちろん中塚委員がおっしゃっていた協議を始めるというのも、それは考え方がグローバルな時代になってきてオリンピック・パラリンピックも開催されるという中で、それは考えの一つであろうと思いますけれども、もっと

理解を深めた中で幅広い観点で物事を考えていかないと、やはり日の当たらない方が出てくるのではないかなと思いますし、ではパートナーシップ制度をつくったからといって、人権啓発が本当に進むのかなという部分もあろうかと思えます。

そういうことを踏まえた上で、こうした陳情が出されてきた方の思いとか、この文書になって出てきたというのは、我々もそれを考える一つの出発点になるのか、そういう部分にもなるかと思えますので、趣旨採択ということでお願いしたいと思えます。

○須貝委員

私も結論を出すということでお願いしたいと思えます。先ほど見解を述べさせていただいたとおり、現時点では趣旨採択でお願いしたいと思えます。

○吉田委員

生活者ネットワークとしては、ぜひ採択をしたいと思えます。

同性パートナーシップの承認制度を創設してくださいという陳情だったら、生活者ネットワークもちょっとそれは今はまだ制度だけつくっても無理ではないのというところがあったのですが、導入に向けた協議の開始ですので、これは採択でいきたいなと思えます。そっとしておいてほしいという方がいらっしゃるのも、そのとおりだと思います。このことに限らずいわゆるマイノリティの方たちは、ぜひ声を上げてくださいと言っても、もうそっとしておいてほしいという方がいらっしゃるのです。やはり偏見の目が怖いからということがあります。だからやはり大事なのは機運醸成で、その機運醸成と言うと、やはり何かのテーマで協議を開始するというのが一つの道なのではないかと思えますので、本日結論を出すで、ぜひ採択を主張したいと思えます。ごめんなさい、本日結論を出すで、採択でお願いします。

○松澤委員

本日結論を出すということで、皆様方のご意見をお聞きし、また品川区の現状についての調査研究はやはり人権啓発において必要かなということで、趣旨採択でお願いいたします。

○伊藤委員長

まず本陳情については、今日、結論を出すというご意見でまとまったようでございますので、今日、結論を出すということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

採決は一度しか諮ることはできません。委員会における請願・陳情審査の結果として、採択もしくは趣旨採択とするか、不採択とするかを決定し、議長に報告しますので、そういう視点から見ると、趣旨採択の方と採択がお2人いらっしゃいますので、中塚委員と吉田委員におかれましては、改めてご意見をお願いしたいと思えます。

○中塚委員

採択を主張させていただきましたが、皆様のご意見を伺う中でこれが全会一致で決まるのであれば、趣旨採択に変更しても結構です。

○吉田委員

生活者ネットワークとしても同様で、やはり全会一致ということであれば、趣旨採択にさせていただきます。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、平成30年陳情第8号 同性パートナーシップの公的承認についての陳情を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は趣旨対策とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本件は趣旨採択と決定いたしました。ありがとうございます。

3 その他

○伊藤委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問であります。今定例会の一般質問中、総務委員会にかかわる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただく形で進めていきたいと思っております。

それでは所管質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

○吉田委員

すみません。自分の質問のところでもいいでしょうか。

〔「再質問すれば」との声あり〕

○吉田委員

いやいや、そうなのです。まさにこの性の多様性のところだったのですけれども、ご答弁がよく理解できなくて、公営住宅の入居に関しては、国の解釈がというようなご答弁があって、国の法的な解釈で言うと、公営住宅法ではもう親族要件が外れているのですが、そのほかにも法的解釈で見解が分かれることがあるということなのではないでしょうか。その辺が理解できなかったのです。

○伊藤委員長

明確に本人の所管質問を否定していることはないです。ただし、本会議場で再質問できるわけですので、本来ならば本会議場でやっていただきたいかなという思いがあります。

○吉田委員

再質問はいたしました。

○伊藤委員長

直接聞いていただくことは可能ですか。

○吉田委員

はい。ただ、直接だと電話なり何なりのやり取りになってしまうので。

○伊藤委員長

否定したわけではないです。ただ、今までそういう例がなかったので、あえてそういうことにさせていただきます。

○中塚委員

例という意味では、総務委員会ではなかったですけども、ほかの常任委員会で、自分の質問に対してフォロー質問をすることにして、次の日に質疑を行うということは正直言うと何回もあったので。

〔「ありましたか」との声あり〕

○中塚委員

やったことあります。委員長がおっしゃるとおり、否定する規定はないので、ご本人が望めばそれは構わないと思います。

○伊藤委員長

それでは、改めて吉田委員、どうされますか。

○吉田委員

では、ぜひお願いします。

○伊藤委員長

そうしたら、特段否定することもできませんし、本来であれば本会議場で再質問していただきたかったのですが、あえてされたいということですので、今回だけお願いしたいと思います。

それでは、改めて、質問をお願いいたします。

○吉田委員

はい。公営住宅の入居に関しての同性カップルの入居に関して、国と都の解釈がというようなことだったので、国の解釈はもう済んでいるはずだという再質問をいたしました。それに対して、改めて同じようなご答弁だったように理解しております。それが公営住宅法の親族要件以外に法の解釈が分かるものがあるのかどうか、もしあるのでしたら教えてください。

○伊藤委員長

それでは、明日、この委員会で理事者の答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにはいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

いらっしゃらないようなので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

次に、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。

明日も午前10時から開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時57分閉会